

# 岐阜市業務継続計画（BCP）

岐阜市

令和3年4月改訂

令和4年3月改訂

令和5年3月改訂



# 目 次

1	基本的な考え方	1
1.1	計画策定の背景と目的	1
	（1）非常時優先業務とは	1
	（2）業務継続計画の効果	2
1.2	岐阜市業務継続計画の構成および概要	3
1.3	計画の位置付け等	4
1.4	基本方針	6
2	想定する災害および被災状況の想定	7
2.1	想定する災害	7
	（1）南海トラフ地震	7
	（2）養老-桑名-四日市断層帯地震	7
	（3）揖斐川-武儀川断層帯地震	8
2.2	被害状況の想定	8
	（1）地震動予測結果	9
	（2）液状化危険度の予測	11
	（3）建物被害の予測	14
	（4）人的被害の予測	20
	（5）ライフラインの被害	26
	（6）交通施設の被害	26
3	非常時優先業務の選定	27
3.1	選定方法	27
3.2	非常時優先業務一覧	30
	（1）非常時優先業務分野別の応急復旧プログラム	30
4	職員参集予測	39
4.1	職員の参集	39
	（1）災害発生時の体制	39
	（2）職員居住地	39
	（3）参集可能人員	40
	（4）職員居住地別の参集可能予測	43
4.2	部局別参集予測	47

5	非常時優先業務の遂行環境の確立 .....	53
5.1.	非常時優先業務の遂行環境の概要 .....	53
5.2.	職員 .....	54
	(1) 現状 .....	54
	(2) 課題 .....	56
	(3) 対策の方向性.....	56
5.3.	庁舎等.....	58
	(1) 現状 .....	58
	(2) 課題 .....	59
	(3) 対策の方向性.....	59
5.4.	電気.....	60
	(1) 現状 .....	60
	(2) 課題 .....	61
	(3) 対策の方向性.....	61
5.5.	通信 .....	62
	(1) 現状 .....	62
	(2) 課題 .....	63
	(3) 対策の方向性.....	63
5.6.	情報システム .....	63
	(1) 現状 .....	63
	(2) 課題 .....	64
	(3) 対策の方向性.....	64
5.7.	執務環境 .....	64
	(1) 現状 .....	64
	(2) 課題 .....	64
	(3) 対策の方向性.....	65
5.8.	トイレ.....	65
	(1) 現状 .....	65
	(2) 課題 .....	65
	(3) 対策の方向性.....	65
5.9.	食料・飲料水.....	66
	(1) 現状 .....	66
	(2) 課題 .....	66
	(3) 対策の方向性.....	66
5.10.	水道 .....	67
	(1) 現状 .....	67
	(2) 課題 .....	68
	(3) 対策の方向性.....	69

5.11. 燃料 .....	69
(1) 現状 .....	69
(2) 課題 .....	69
(3) 対策の方向性.....	69
6 業務継続力向上のための継続的改善 .....	70
(1) マニュアル等の整備.....	70
(2) 職員への教育・訓練.....	70
(3) 検証・見直し.....	70
7 巻末資料.....	71



# 1 基本的な考え方

## 1.1 計画策定の背景と目的

大規模な地震等の災害が発生した際、岐阜市（以下「本市」という）は防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害応急対策活動および災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる。一方、市民生活に密着した行政サービスを提供している基礎自治体として、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を適切に継続するための体制づくりが求められている。

本市では、大規模地震等の災害発生により行政職員および庁舎等施設や設備、ライフラインにも被害がおよび、市役所機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、災害対応業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という）を特定し、事前対策を講じることで市民の生命、身体および財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的に、平成25年6月に「岐阜市業務継続計画」（以下「本計画」という）を策定した。計画策定以降も定期的に本計画の実効性を検証・見直ししてきたところではあるが、近年においても、日本各地で震災が発生している現状を踏まえるとともに、令和3年度に本市新庁舎への移転に伴う組織体制の変更も踏まえ、今後も引き続き、災害発生時であっても円滑に業務を遂行し、行政機能の早期復旧をめざして、本計画の改訂を行うものである。

### （1）非常時優先業務とは

大規模な地震等災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止する。又は、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

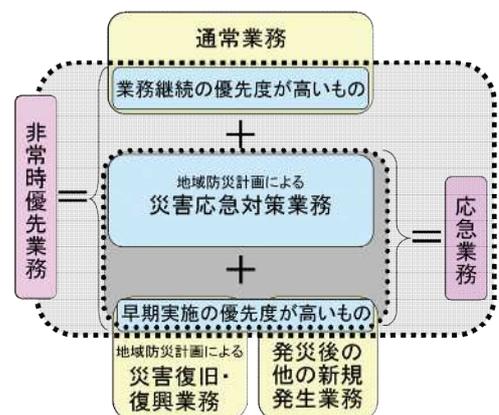


図 非常時優先業務のイメージ

## (2) 業務継続計画の効果

大規模地震が発生した場合には、発災直後から非常に短い時間に膨大な応急業務が発生する。よって、業務量が急激に増加し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。

このような場合に備え、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には以下の効果が期待される。

- ・「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
- ・非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化により、資源の確保と業務の早期実施

(出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」)

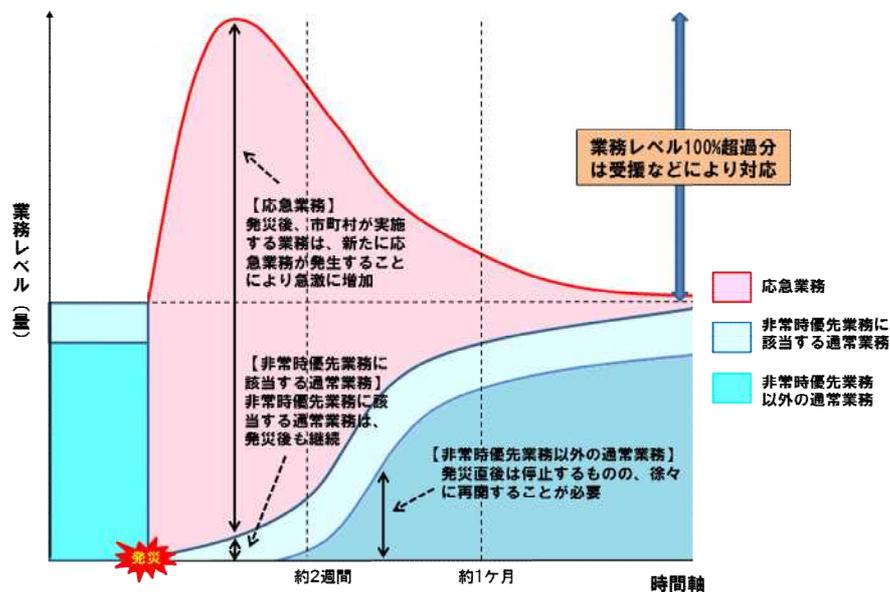


図 発災後に市町村が実施する業務の推移

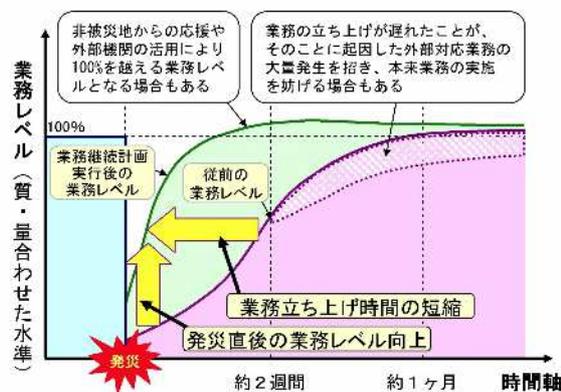


図 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

## 1.2. 岐阜市業務継続計画の構成および概要

本計画の構成は以下のとおりである。

必要に応じて、各業務の具体的な実施方法や非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分のための手続き等を示したマニュアル等を作成する。

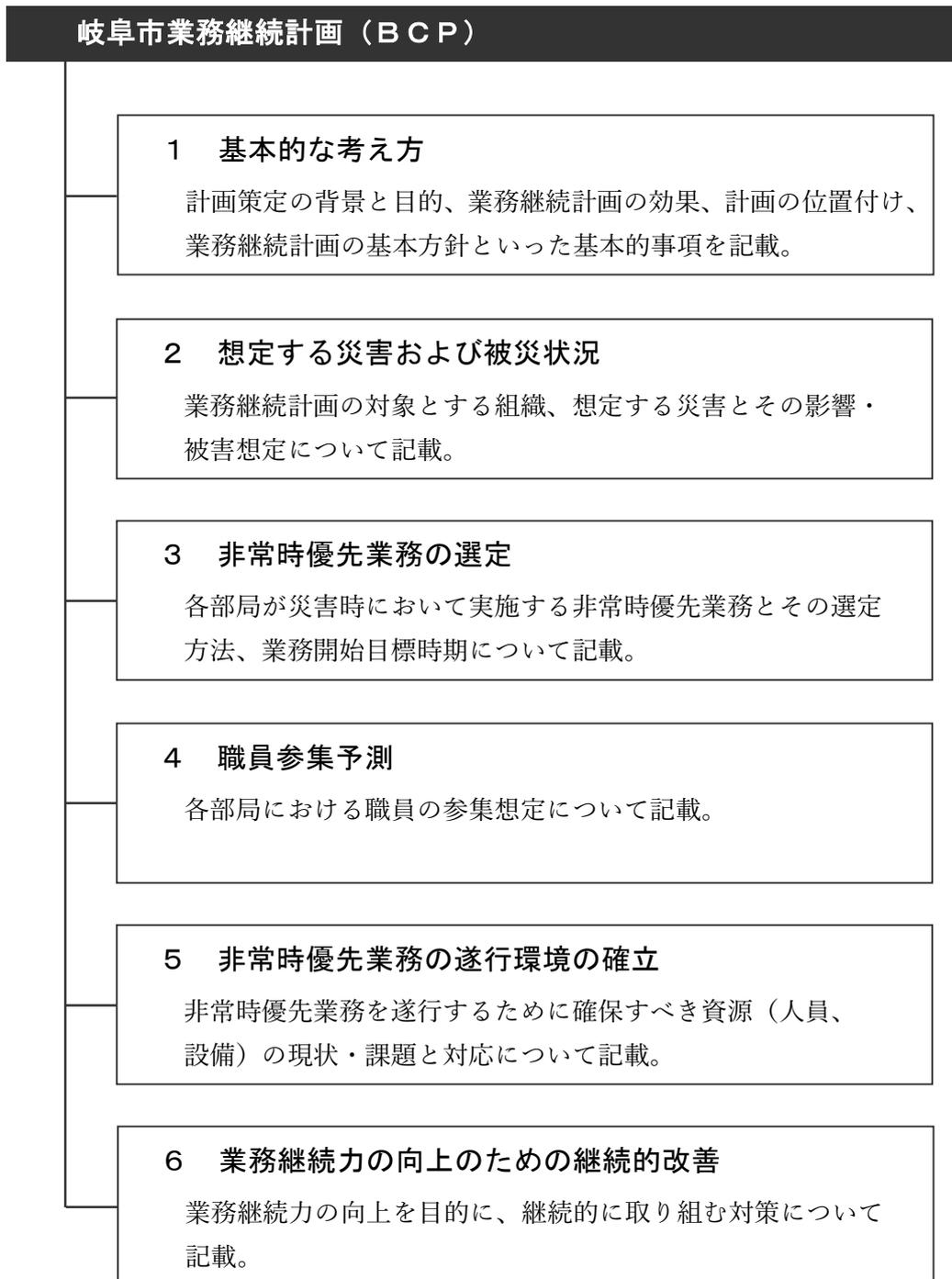


図 業務継続計画の構成

### 1.3. 計画の位置付け等 .....

#### (1) 位置付け

本計画は、本市の防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づく「岐阜市地域防災計画（一般対策計画/地震対策計画）」を上位計画とし、地域防災計画に定められた業務を大規模発生時にあっても円滑に実施するための計画である。また、本市のまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」に沿う計画でもある。

「地域防災計画」には、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。これに対し、「業務継続計画」は、市庁舎や市職員など行政の被災を前提とし、災害応急対策に加えて継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた必要資源を活用して適切な業務遂行を行うことを目的としている。

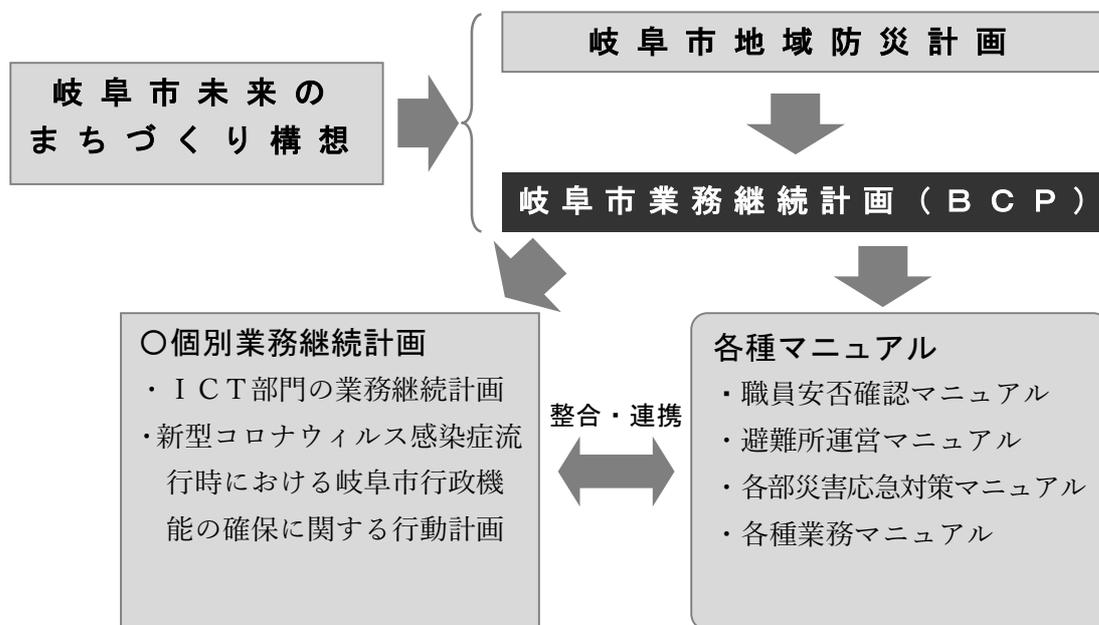


図 業務継続計画の位置付け

表 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保するための計画
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市</li> <li>・防災関係機関等（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等）</li> <li>・事業者</li> <li>・市民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市</li> </ul>
対象業務	災害対策に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防業務</li> <li>・応急業務</li> <li>・復旧・復興業務</li> </ul>	非常時優先業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策業務</li> <li>・優先度の高い通常業務</li> </ul>
計画期間	予防、応急対策、復旧・復興	発災～1ヶ月 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。

## （２）SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月に全 193 の国連加盟国の合意によって決められた、2030 年を達成の期限とする国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っている。

業務継続計画も、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」を始めとした、SDGs との結びつきを念頭に置き策定し、計画を推進する。

## 1.4. 基本方針 .....

大規模地震等の災害発生時において、市の行政機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組む。

### 基本方針① 大規模災害から市民の生命・身体および財産を保護する

- ・大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。その中でも、市民の生命・身体および財産に関わる災害応急対策業務は最優先で実施する。

### 基本方針② 継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続

- ・庁舎やインフラ等の被害、職員の参集状況等、大規模災害発生時における業務遂行体制を想定した上で、必要性を考慮し非常時優先業務を特定する。
- ・非常時優先業務遂行上の課題と対策をあらかじめ検討し、実効性を確保する。

### 基本方針③ 非常時優先業務に必要な人員・資源の確保のため、全庁横断的な調整

- ・非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ・資源を非常時優先業務に配分するため、それ以外の通常業務は積極的に休止・抑制する。

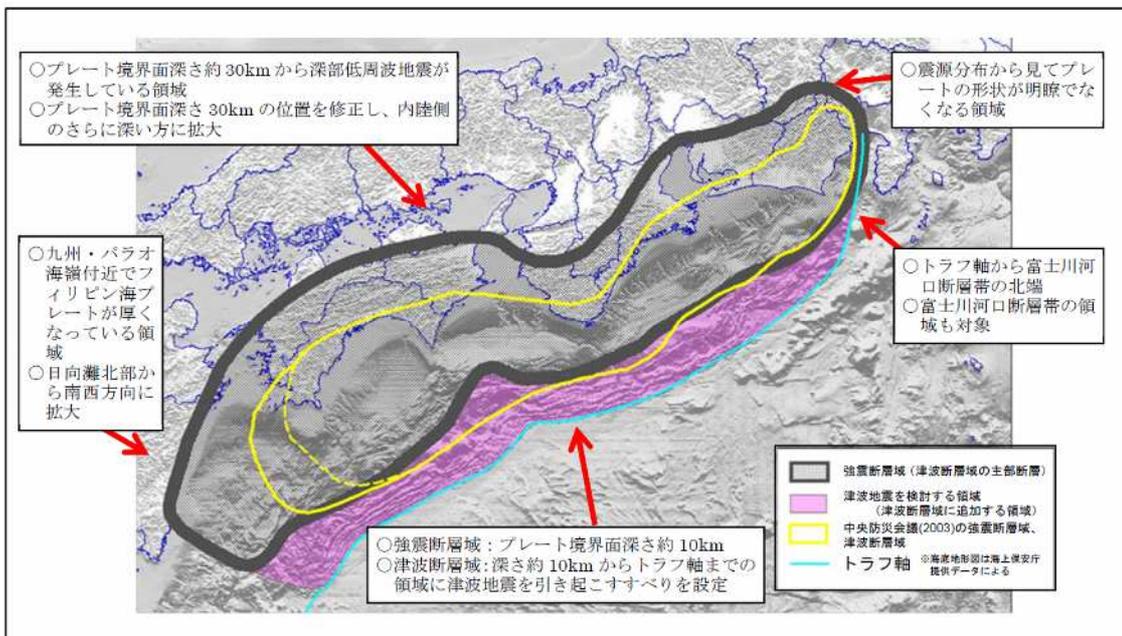
## 2 想定する災害および被災状況の想定

### 2.1. 想定する災害

本計画では、本市に甚大な被害を与えると考えられる南海トラフ地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、揖斐川-武儀川断層帯地震を想定する災害とした。

#### (1) 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、南海トラフ沿いで発生する可能性のある東海・東南海・南海地震の3連動地震よりも大型の地震として内閣府により想定されている海溝型地震である。東海・東南海・南海地震で想定した領域よりも震源域が内陸側に拡大すると想定されている。



(出典：内閣府 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について (最終報告)」別添資料1)

図 南海トラフ地震の想定震源断層域

#### (2) 養老-桑名-四日市断層帯地震

養老-桑名-四日市断層帯地震は、本市に最も近い断層帯である養老-桑名-四日市断層帯で発生すると予測される内陸直下型の地震である。今後30年以内の発生率は0.1%未満と低いものの、発生した場合の地震規模はマグニチュード7.7程度と予測され、断層帯近傍で甚大な被害が想定される(岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)。

### (3) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震は岐阜県の被害想定調査（平成 29 年度～30 年度）で新たに想定地震として挙げられた内陸直下型の地震である。本市に甚大な被害が予想されており、今後 30 年以内の発生率は 0.1%～3%未満、発生した場合の地震規模はマグニチュード 7.7 程度と予測される（岐阜市「災害被害想定調査（R2.12）」）。

## 2.2. 被害状況の想定

以下、被害状況の想定区域は、右図の地域区分によって示す。

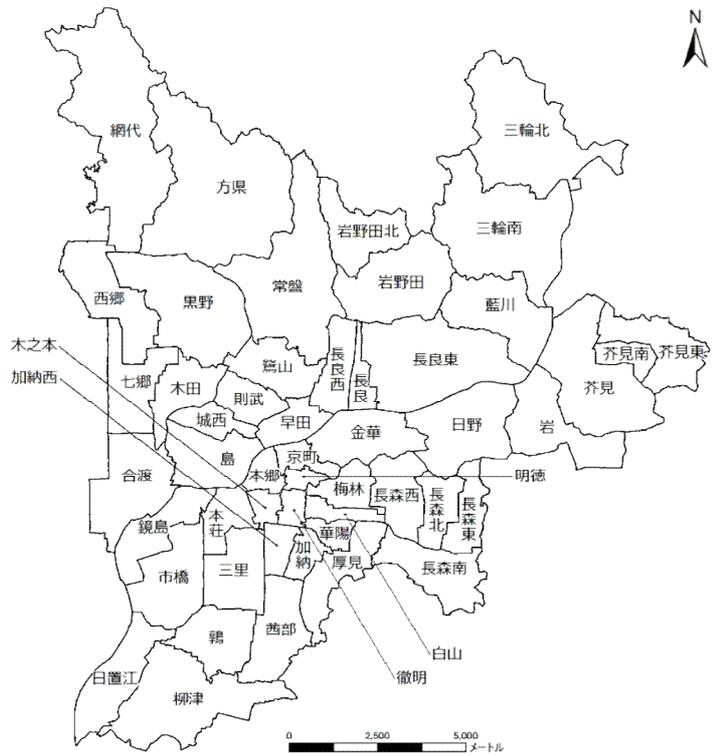


図 地域図

(1) 地震動予測結果

a) 南海トラフ地震

令和2年度に本市が実施した災害被害想定調査によると、南海トラフ地震の市内における震度の予測結果は、震度5強～6強となっている。なお、この結果には、計測震度で±0.2程度の振れ幅があるとされている。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)

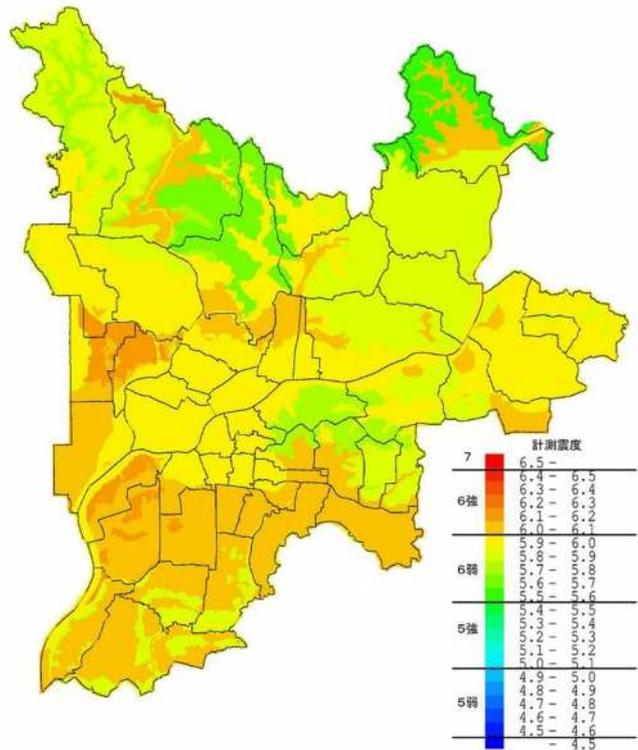


図 南海トラフ地震の地震動予測図 (計測震度)

b) 養老-桑名-四日市断層帯地震

令和2年度に本市が実施した災害被害想定調査によると、養老-桑名-四日市断層帯地震の市内における震度の予測結果は、震度6弱～6強となっている。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)

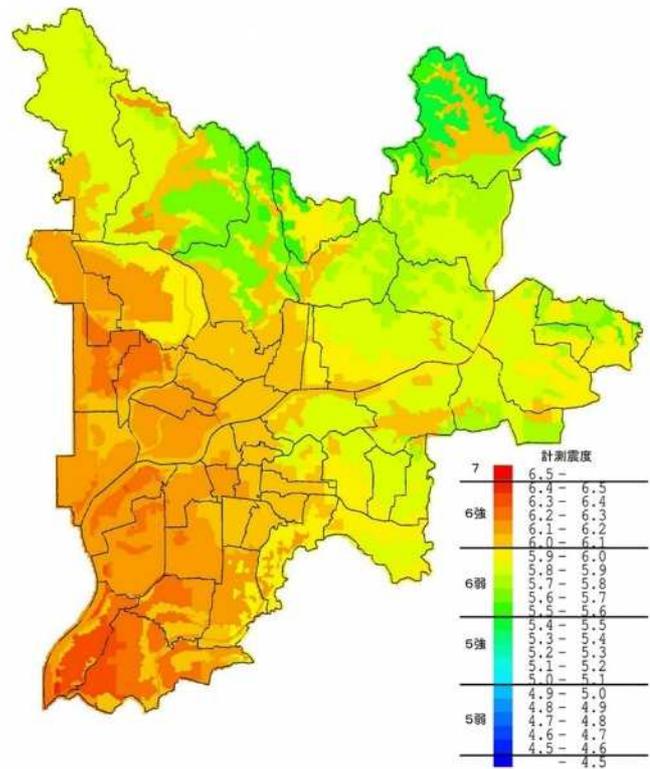


図 養老-桑名-四日市断層帯地震の地震動予測図 (計測震度)

### c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

令和2年度に本市が実施した災害被害想定調査によると、揖斐川－武儀川断層帯地震の市内における震度の予測結果は、震度6強～7となっている。市南部の一部で震度6弱であるが、ほとんどの地域で震度6強である。震源に近い北東部では震度7と予測される地域も分布する。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査  
(R2.12)」)

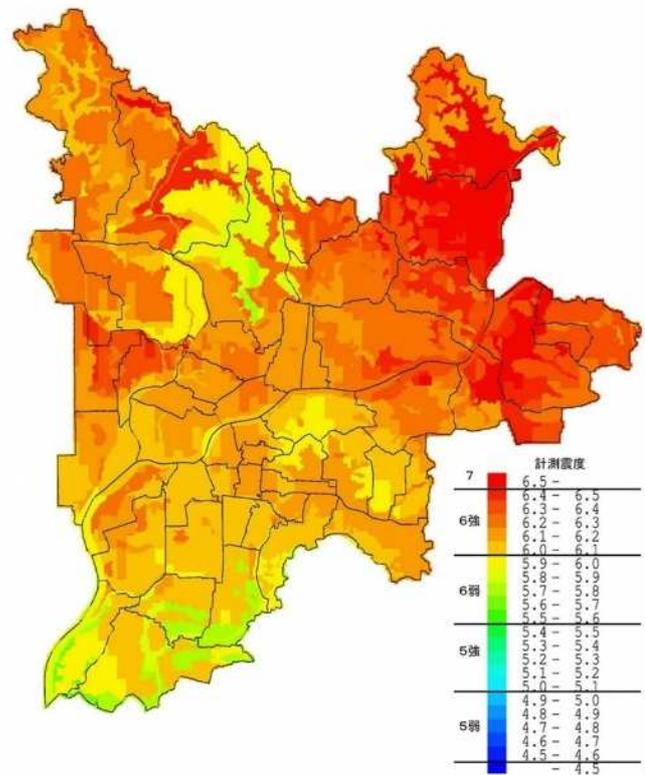


図 揖斐川－武儀川断層帯地震（計測震度）

## (2) 液状化危険度の予測

### a) 南海トラフ地震

南海トラフ地震の液状化危険度の予測図を以下に示す。地震動による強い揺れに加えて、継続時間の影響により南部のほぼ全域が液状化の可能性が高いと予測される。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)

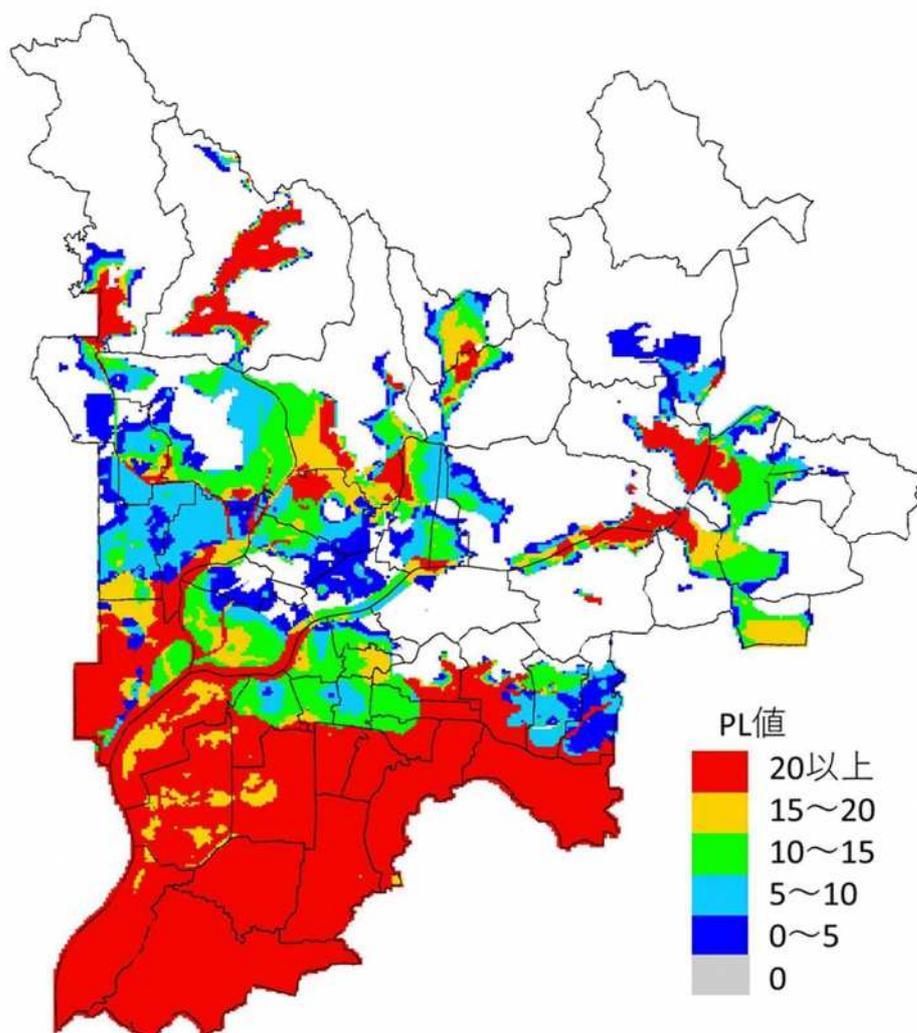


図 南海トラフ地震の液状化危険度予測図

b) 養老-桑名-四日市断層帯地震

養老-桑名-四日市断層帯地震の液状化危険度の予測図を以下に示す。南海トラフ地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。震源に近い南西部から南部にかけて比較的 PL 値の高い地域が分布している。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)

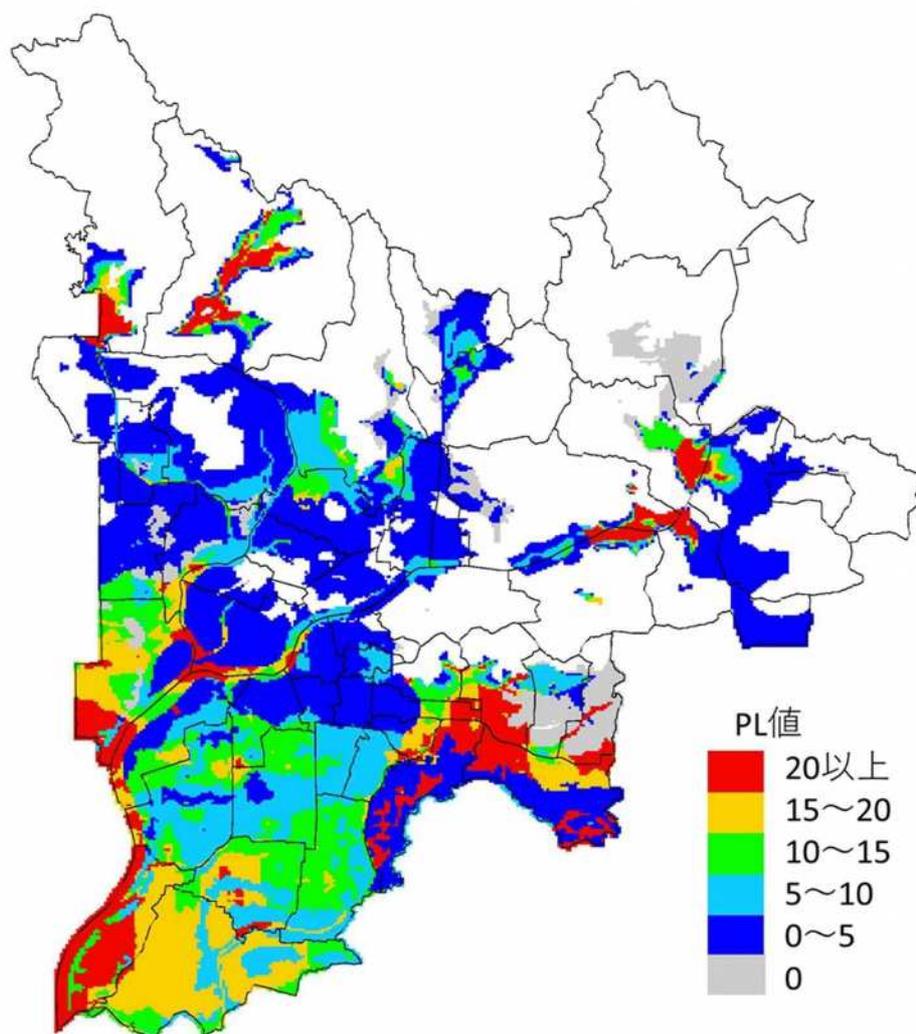


図 養老-桑名-四日市断層帯地震の液状化危険度予測図

c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震の液状化危険度の予測図を以下に示す。南海トラフ地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。震源に近い市北東部では地下水位が低い、又は液状化の可能性がない岩が分布していることから、養老－桑名－四日市断層帯地震に対して、PL 値の高い地域は比較的少ない。

(出典：岐阜市「災害被害想定調査 (R2.12)」)

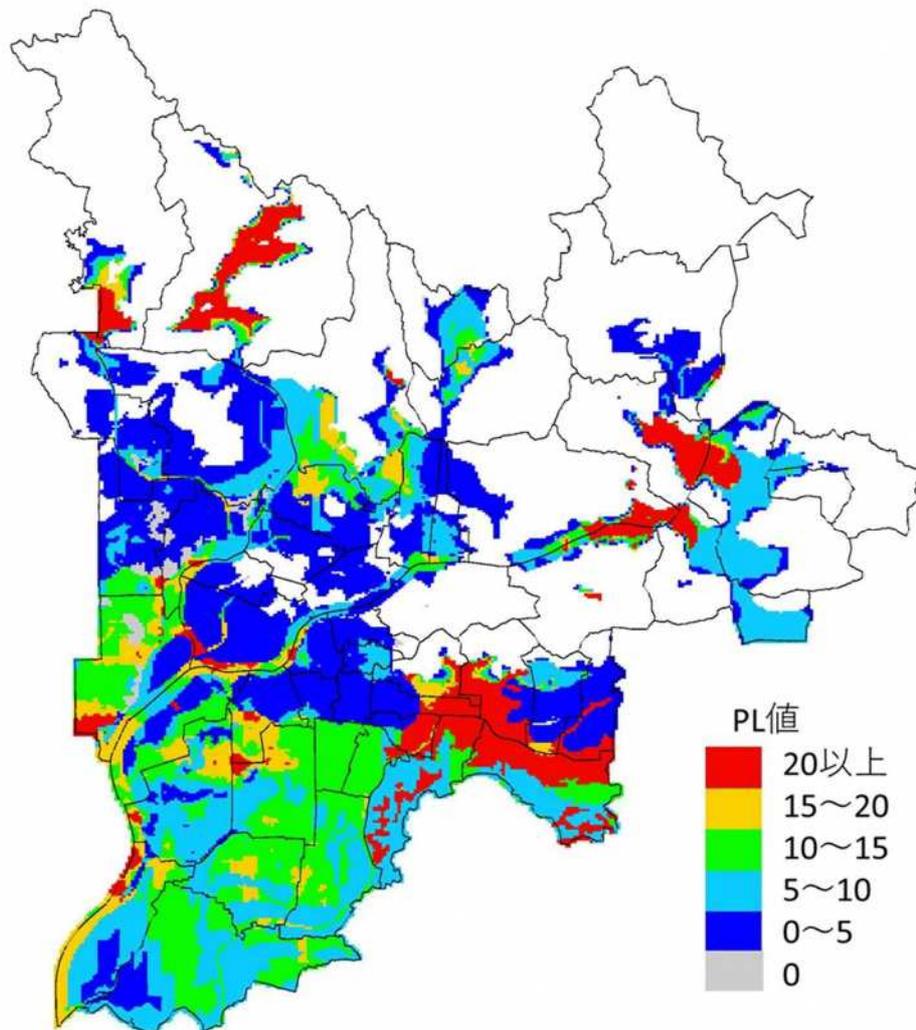


図 揖斐川－武儀川断層帯地震の液状化危険度予測図

### (3) 建物被害の予測

令和2年度に本市が実施した災害被害想定調査では、揺れによる建物被害と液状化による建物被害について、構造別 建築年代別の全壊棟数および半壊棟数の予測が行われている。

予測地震の種類別に建物被害棟数の分布図、建物被害率について以下に示す。

#### a) 南海トラフ地震

南海トラフ地震の建物被害棟数の分布図、建物被害率について以下に示す。建物被害棟数が5棟以上ある箇所は、市の中心部に集中している。一方で建物被害率が高い箇所は市の北西部に多い。

表 南海トラフ地震による被害予測 建物被害棟数

単位：棟

	全 壊		半 壊	
	揺 れ	液状化	揺 れ	液状化
木造	9,176	8,134	27,642	1,752
非木造	2,079	757	4,232	1,724
合計	11,255	8,891	31,874	3,476

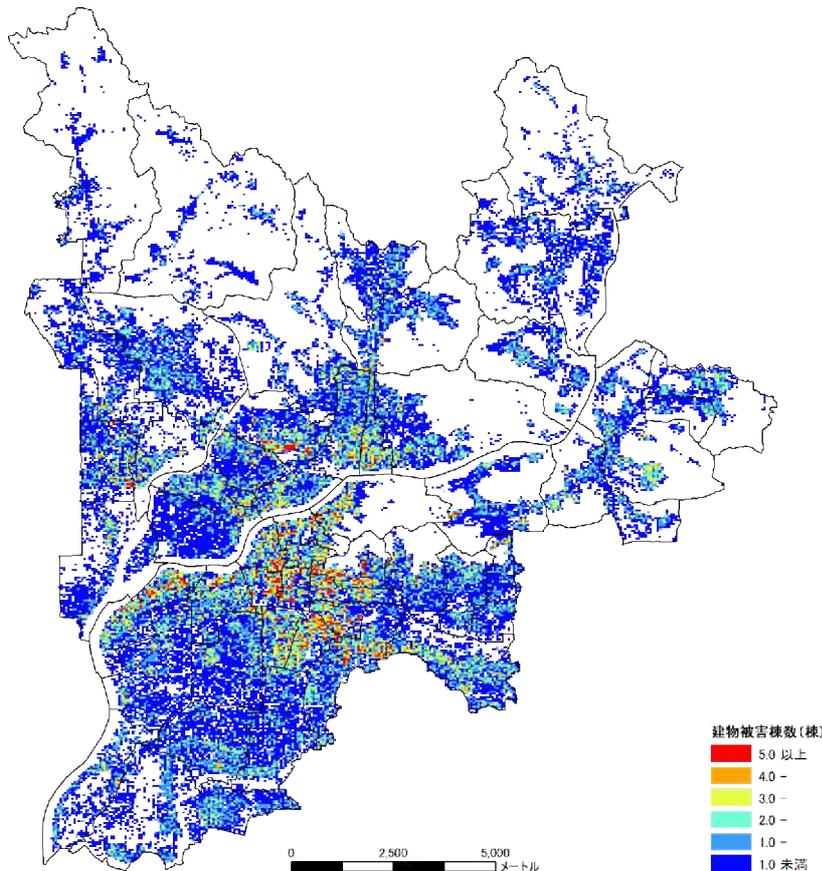


図 建物被害棟数

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

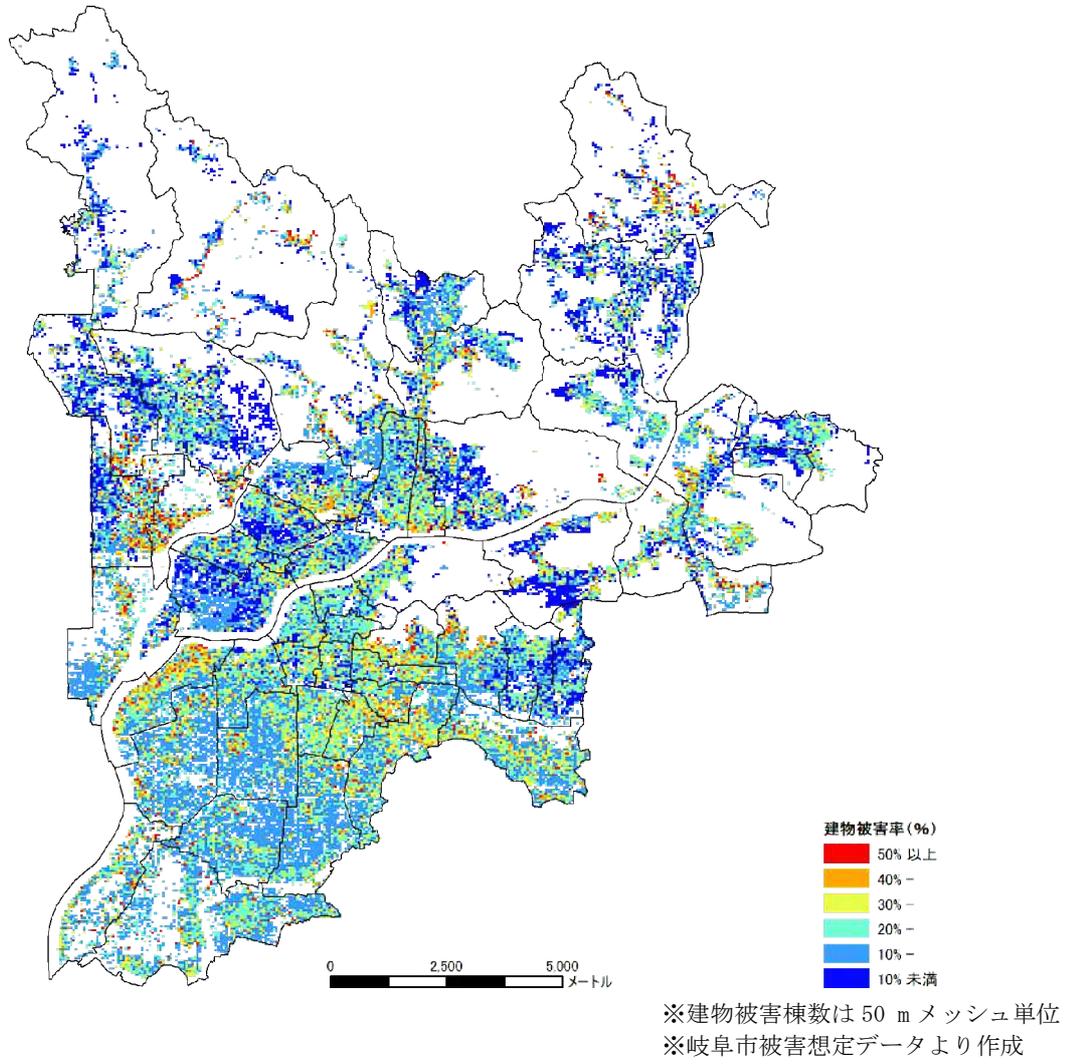


図 建物被害率

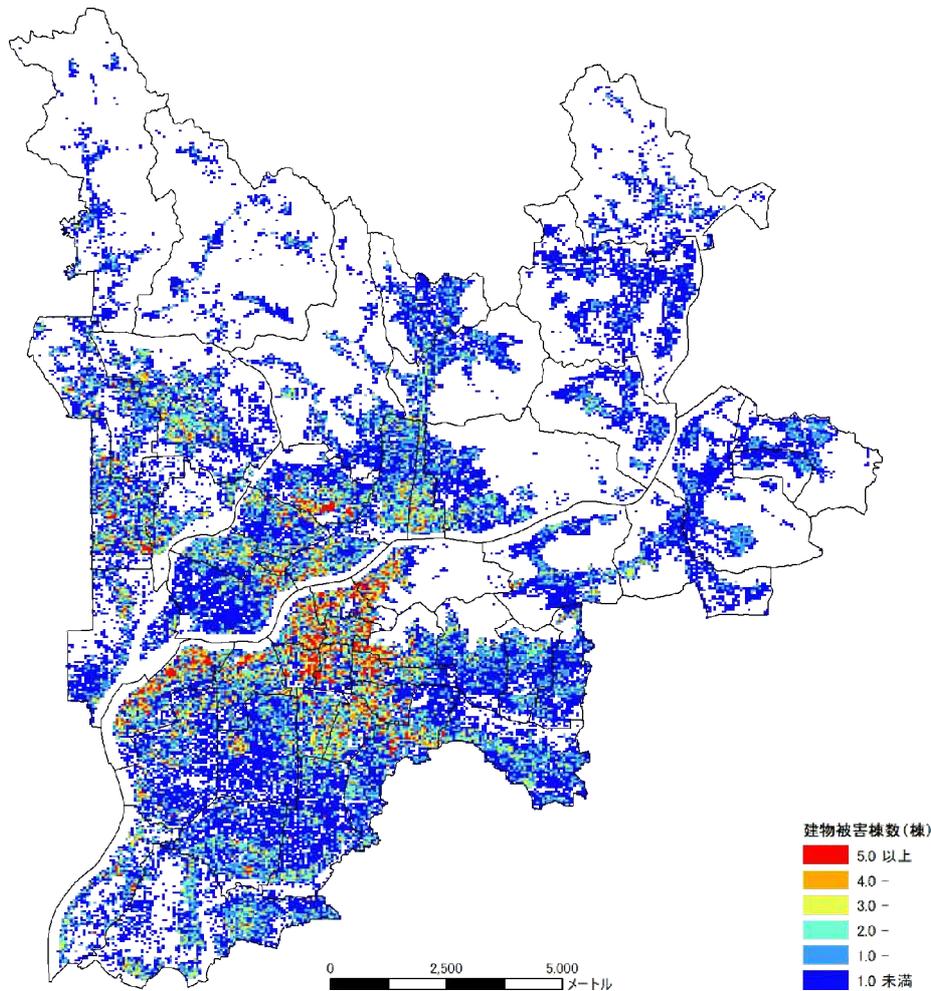
b) 養老-桑名-四日市断層帯地震

養老-桑名-四日市断層帯地震の建物被害棟数の分布図、建物被害率について以下に示す。建物被害棟数が5棟以上ある箇所は、市の中心部に集中している。一方で建物被害率が高い箇所は市の西部に多い。

表 養老-桑名-四日市断層帯地震による被害予測 建物被害棟数

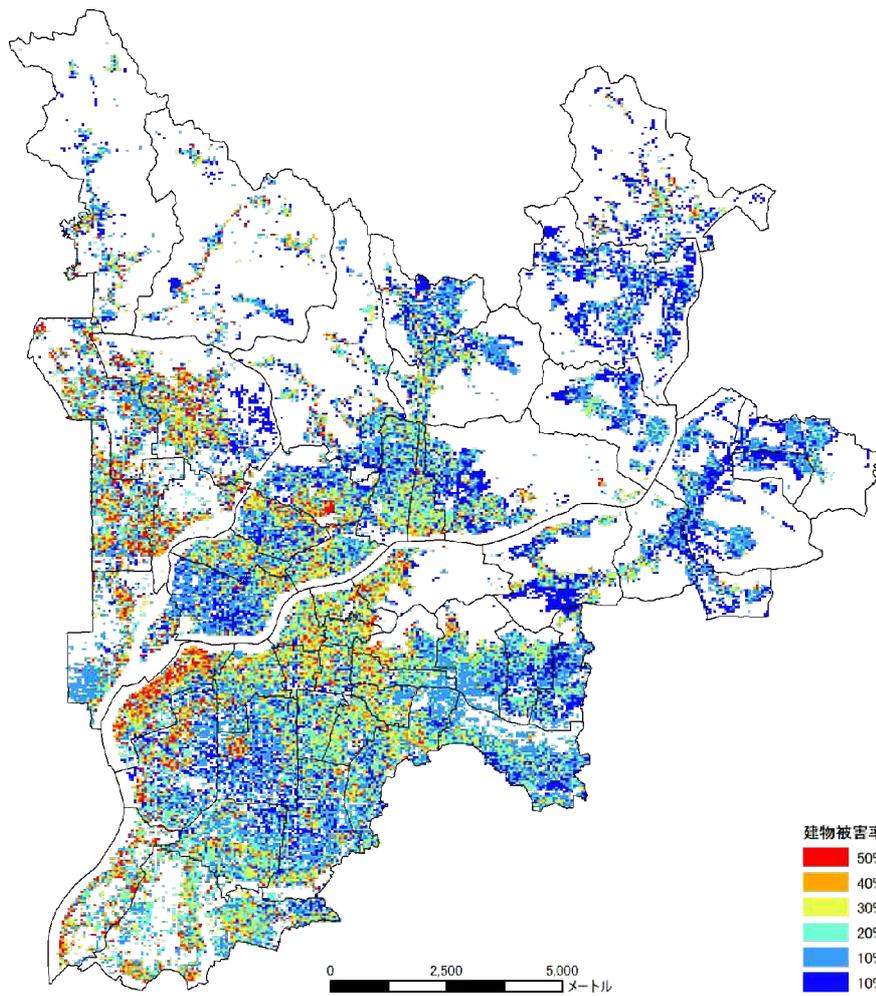
単位：棟

	全 壊			半 壊		
		揺 れ	液状化		揺 れ	液状化
木造	11,496	11,088	409	29,723	29,028	695
非木造	1,610	1,054	556	3,863	3,138	725
合計	13,106	12,142	965	33,586	32,166	1,420



※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

図 建物被害棟数



※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

図 建物被害率

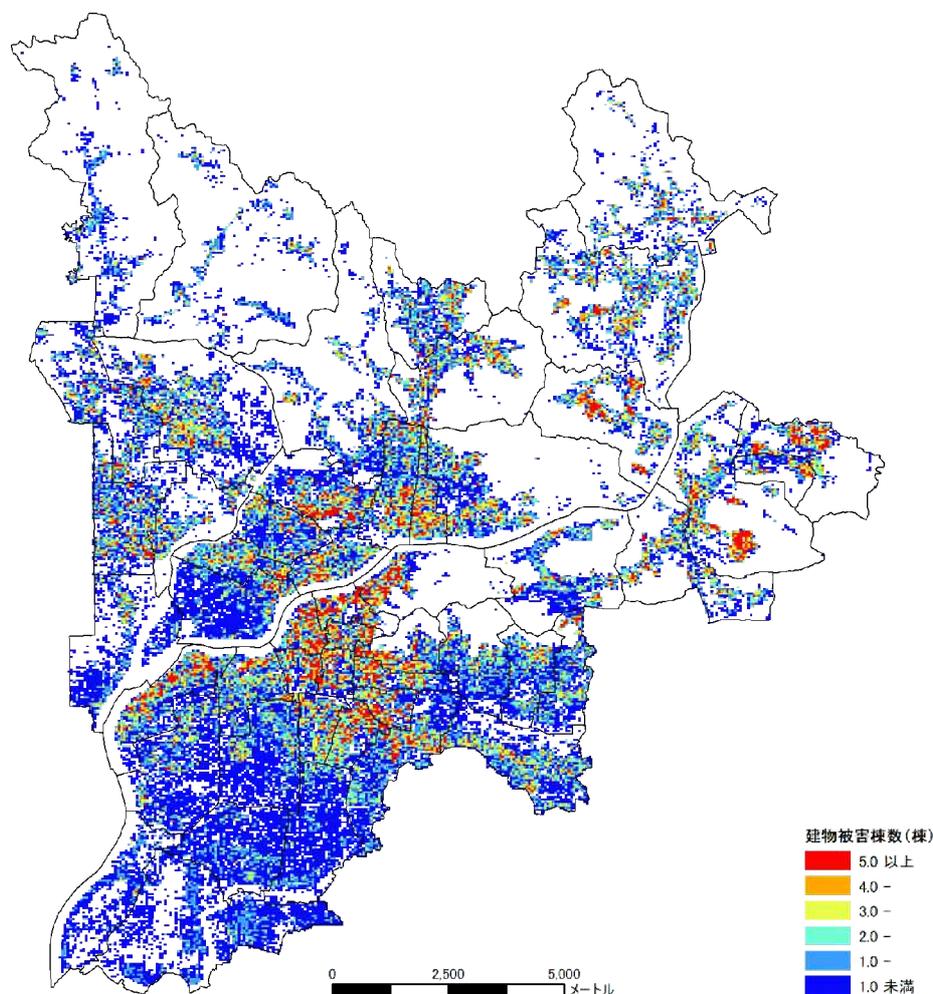
c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震の建物被害棟数の分布図、建物被害率について以下に示す。建物被害棟数が5棟以上ある箇所は、市の中心部に集中している。一方で建物被害率が高い箇所は市の北部に多い。

表 揖斐川－武儀川断層帯地震による被害予測 建物被害棟数

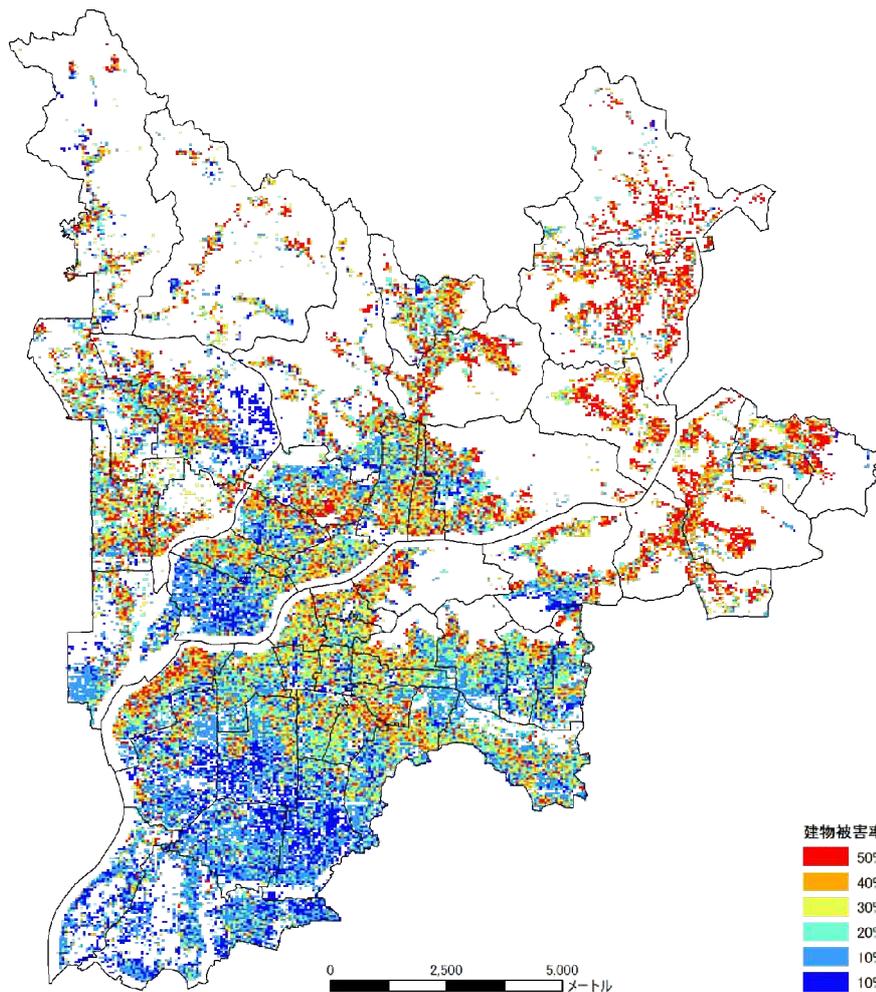
単位：棟

	全 壊		半 壊	
	揺 れ	液状化	揺 れ	液状化
木造	21,197	476	33,087	805
非木造	2,400	615	5,045	802
合計	23,597	1,091	38,132	1,607



※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

図 建物被害棟数



※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

図 建物被害率

#### (4) 人的被害の予測

令和2年度に本市が実施した災害被害想定調査では、建物倒壊による死者数、負傷者数、重傷者数について、発生時刻別の予測が行われている。

予測地震の種類別に時間帯別の死傷者数の分布図を以下に示す。

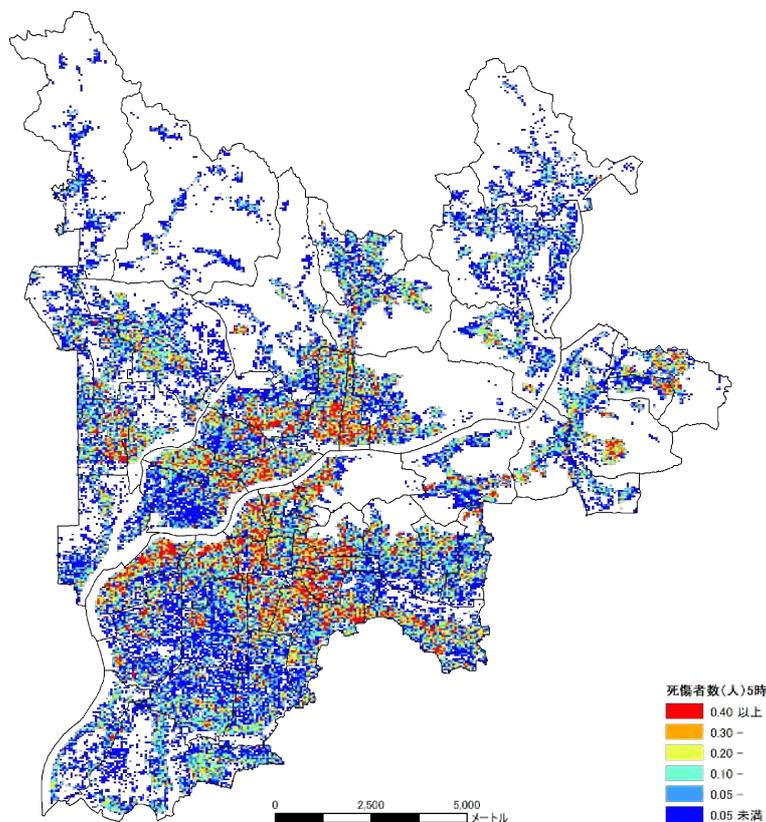
##### a) 南海トラフ地震

南海トラフ地震の発生時刻別の死傷者数の分布図を以下に示す。発生時刻が5時では死傷者数が多く発生している箇所が多く、市の中心部から広がっている。

表 南海トラフ地震による被害予測 人的被害

単位：人

	5時	12時	18時
死者数	414	153	311
重傷者数	544	354	479
負傷者数	4,118	1,594	3,000



※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

図 死傷者数 5時

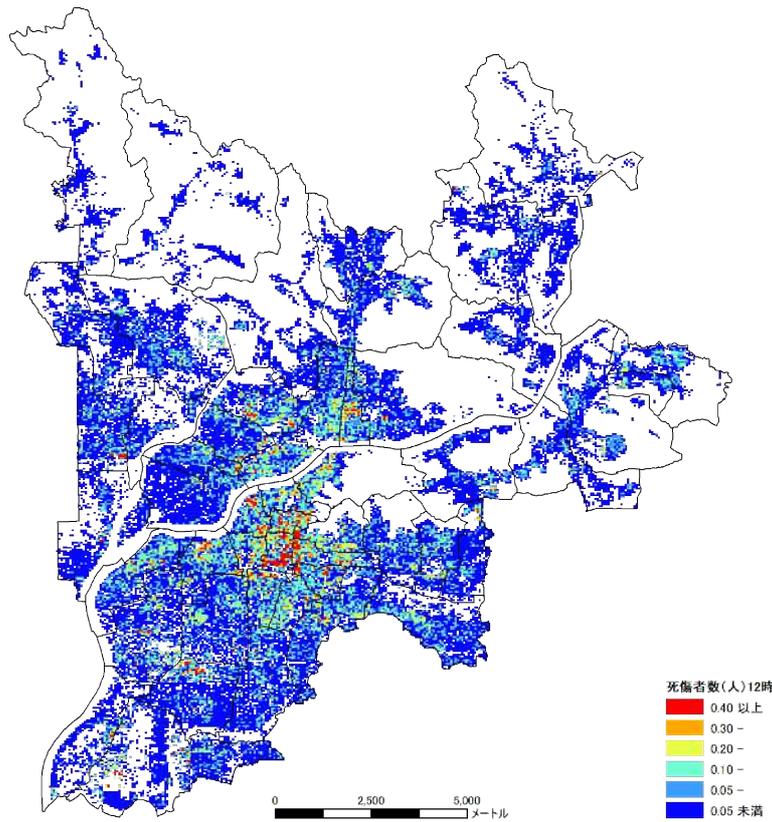


図 死傷者数 12時

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

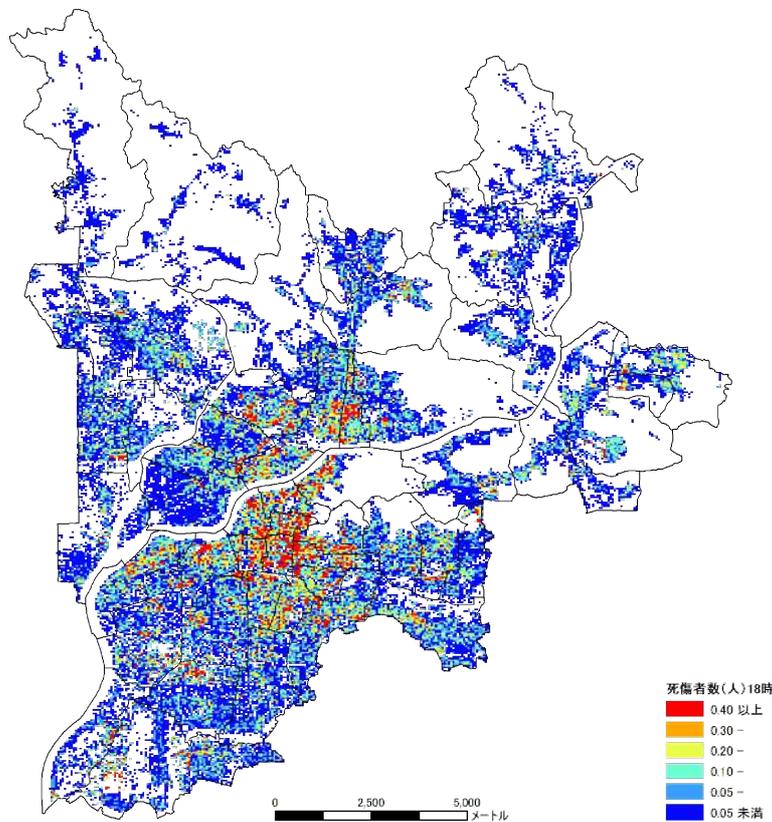


図 死傷者数 18時

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

b) 養老-桑名-四日市断層帯地震

養老-桑名-四日市断層帯地震の建物被害の予測地震の種類別に発生時刻別の死傷者数の分布図を以下に示す。発生時刻が5時では、死傷者数が多く発生している箇所は市の広範に分布している。

表 養老-桑名-四日市断層帯地震による被害予測 人的被害

単位：人

	5時	12時	18時
死者数	564	224	455
重傷者数	751	510	290
負傷者数	4,441	1,819	3,356

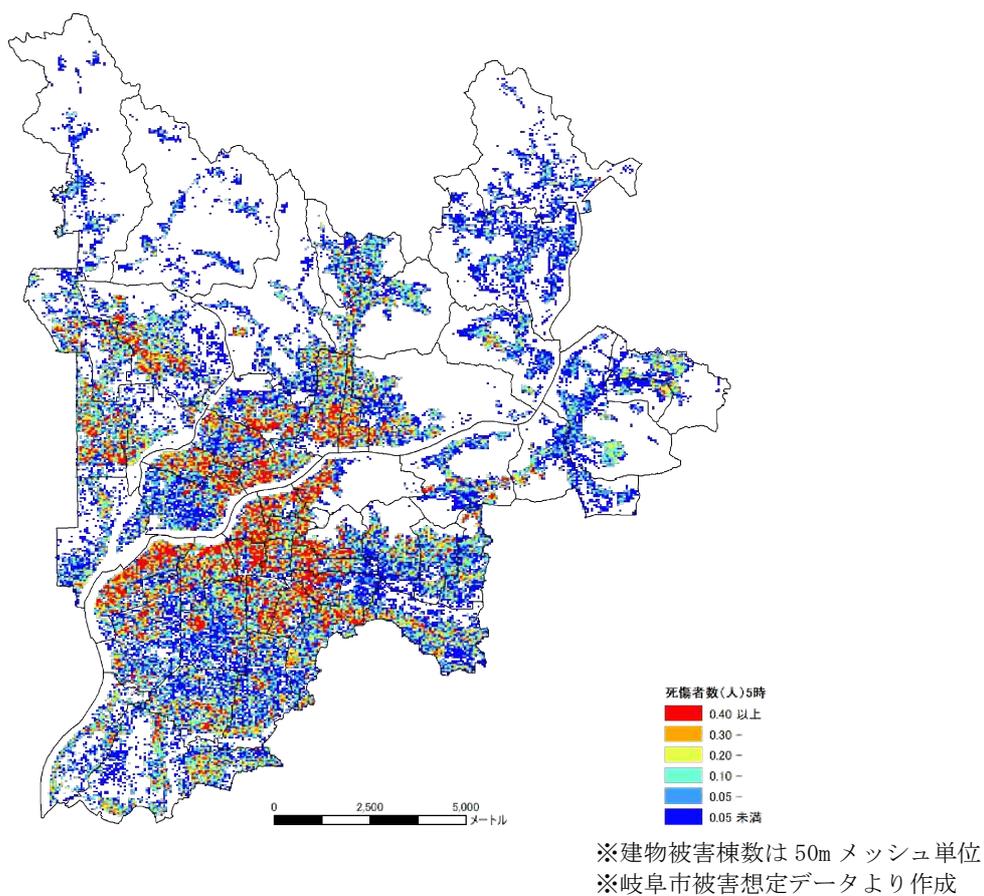


図 死傷者数 5時

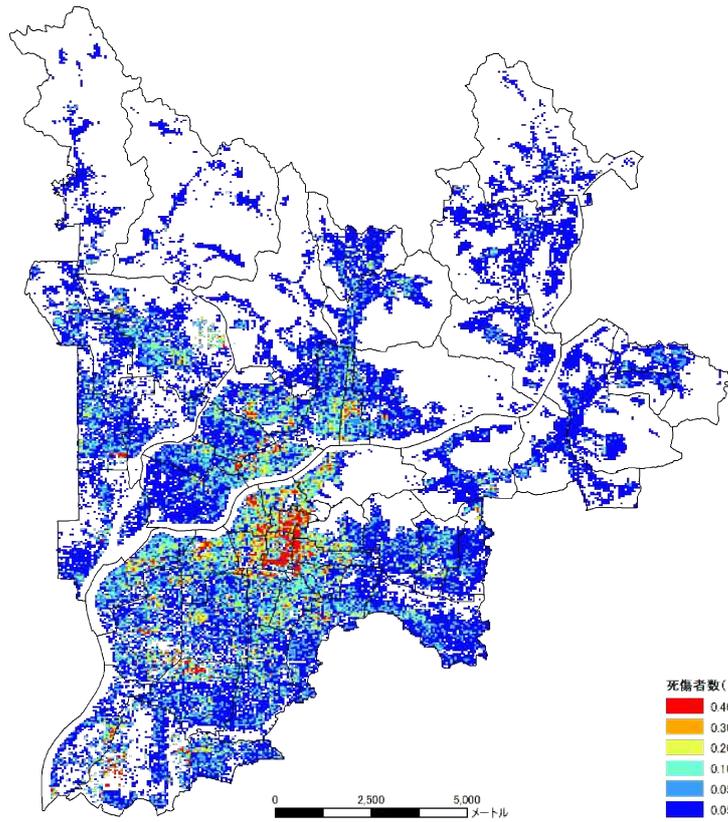


図 死傷者数 12時

死傷者数(人)12時  
 0.40 以上  
 0.30 -  
 0.20 -  
 0.10 -  
 0.05 -  
 0.05 未満

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

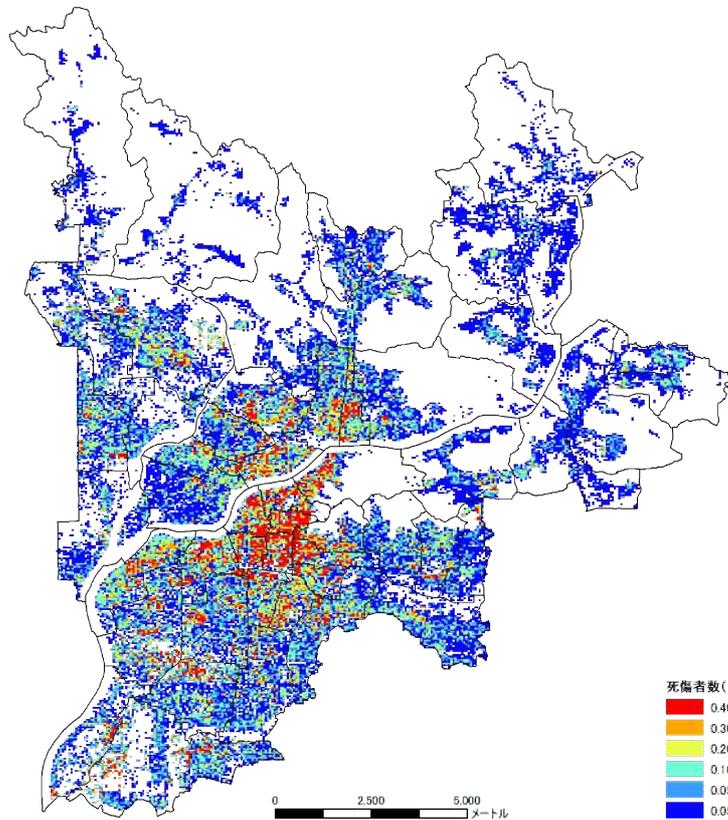


図 死傷者数 18時

死傷者数(人)18時  
 0.40 以上  
 0.30 -  
 0.20 -  
 0.10 -  
 0.05 -  
 0.05 未満

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震の発生時刻別の死傷者数の分布図を以下に示す。発生時刻が5時では死傷者数が多く発生している箇所が他の時間帯に比べて多く、市の広範に分布している。

表 揖斐川－武儀川断層帯地震による被害予測 人的被害

単位：人

	5時	12時	18時
死者数	1,074	352	722
重傷者数	1,333	786	1,061
負傷者数	4,739	1,936	3,516

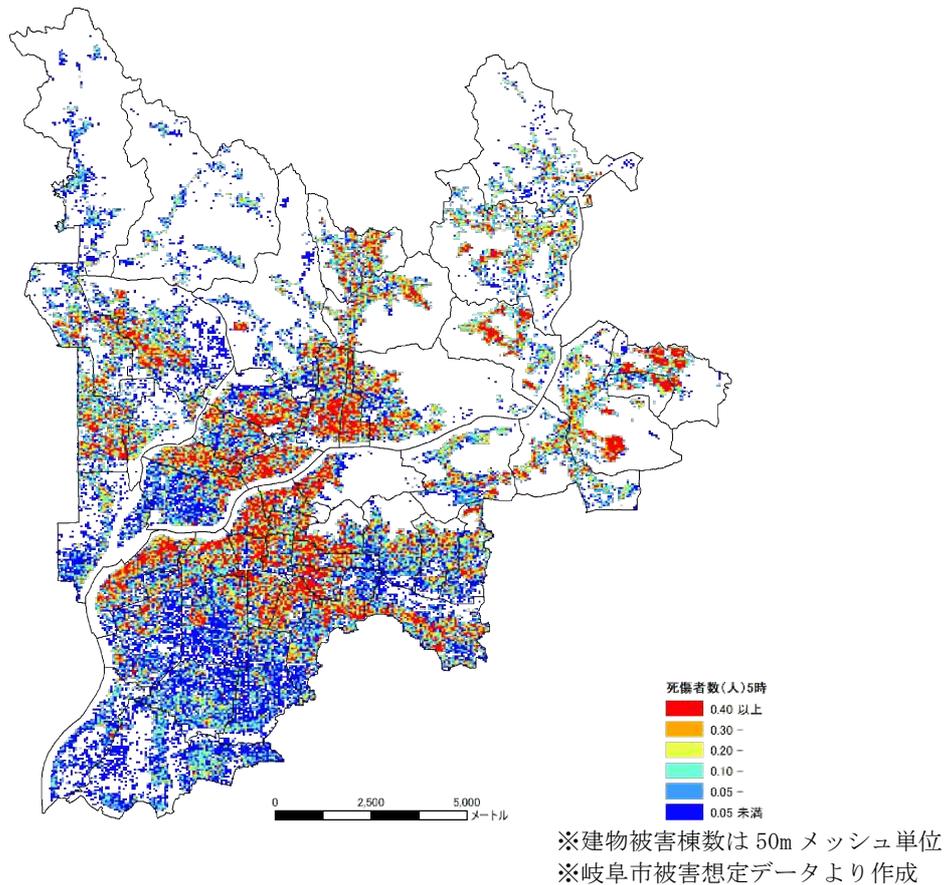


図 死傷者数 5時

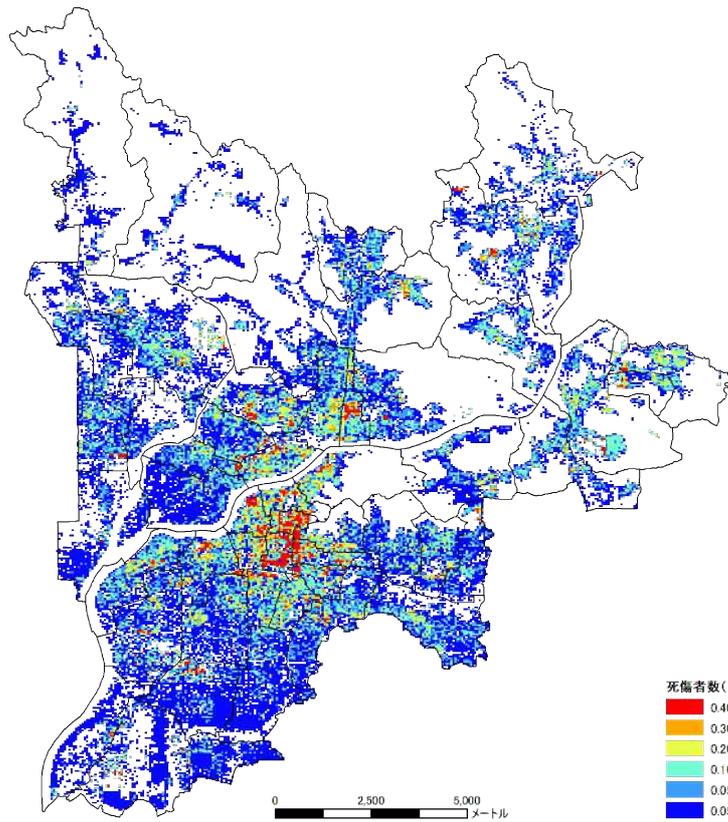


図 死傷者数 12時

死傷者数(人)12時  
 0.40以上  
 0.30-  
 0.20-  
 0.10-  
 0.05-  
 0.05未満

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

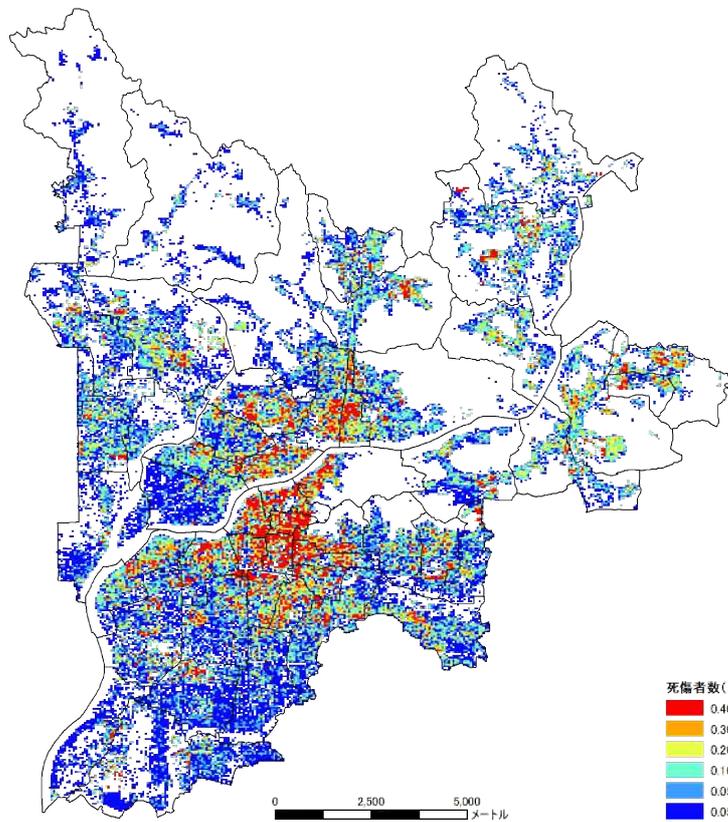


図 死傷者数 18時

死傷者数(人)18時  
 0.40以上  
 0.30-  
 0.20-  
 0.10-  
 0.05-  
 0.05未満

※建物被害棟数は50mメッシュ単位  
 ※岐阜市被害想定データより作成

## (5) ライフラインの被害

岐阜市災害被害想定調査（R2.12）によれば、地震の発生によるライフラインの被害は以下のとおりである。地震別の被害箇所数は、揖斐川－武儀川断層帯地震が最も多い。

表 上下水道の被害予測

	全延長 (km)	被害（箇所）		
		南海トラフ地震	養老-桑名-四日市 断層帯地震	揖斐川－武儀川断 層帯地震
上水道	2,370	1,425	1,584	2,115
下水道	2,222	165	162	204

岐阜市災害被害想定調査（R2.12）によれば、本市の都市ガス普及率は37%となっており、地震発生による被害は以下のとおりである。揖斐川－武儀川断層帯地震の供給支障人口が多い。復旧期間はどの地震動でもほぼ同じと予測されている。

表 都市ガスの被害予測

	南海トラフ	養老-桑名-四日市 断層帯地震	揖斐川－武儀川 断層帯地震
	復旧時間 50日	復旧時間 50日	復旧時間 50日
夜間人口（人）	支障人口（人）	支障人口（人）	支障人口（人）
150,360	105,517	112,568	131,351
7日後	98,771	106,691	126,703
14日後	77,496	85,943	106,398
21日後	53,035	60,184	77,594

## (6) 交通施設の被害

岐阜市災害被害想定調査（R2.12）によれば、地震の発生による交通施設の被害は以下のとおりである。地震ごとの被害箇所数の差は僅かである。

表 道路の被害予測

	全延長 (km)	被害（箇所）		
		南海トラフ地震	養老-桑名-四日市 断層帯地震	揖斐川－武儀川 断層帯地震
幹線道路被害	661	48	49	56
市道被害	2,831	206	210	238

### 3 非常時優先業務の選定

#### 3.1. 選定方法

本計画における非常時優先業務とは、発災から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「応急業務」、「優先すべき通常業務」の総称をいう。

「応急業務」は、想定した災害により発生した被害に対して、早急に必要な業務で、「岐阜市地域防災計画（地震対策計画）」における地震災害応急対策および地震災害復旧に規定した業務のうち、早期実施の優先度の高い業務から選定する。

「優先すべき通常業務」は、社会機能を維持するために必要な業務や、中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務の中から選定する。

これらの業務の洗い出しを行うとともに、その緊急性や重要性および職員参集状況等を考慮する。また、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、「業務開始目標時点と実施期間」を設定している。

なお、非常時優先業務は、以下に示す地域防災計画で定めた災害応急対策、災害復旧の項目でまとめている。

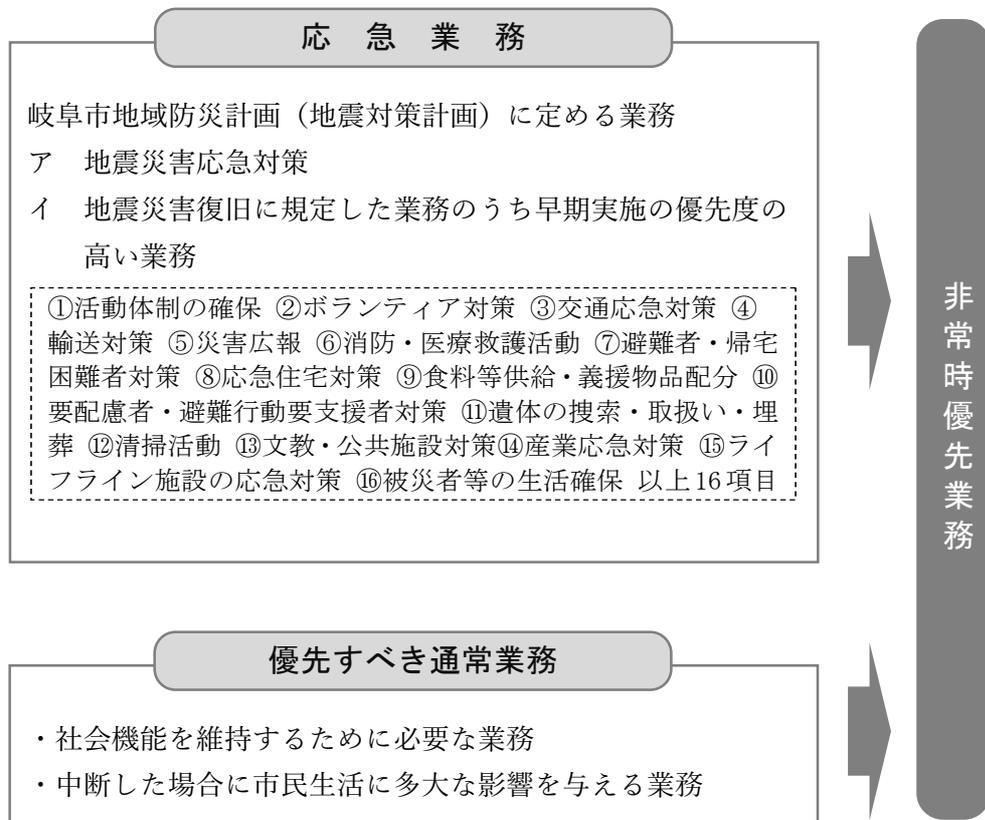


表 非常時優先業務の選択基準

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	業務例	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員および家族の安全確保</li> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・救助・救急の開始</li> <li>・避難所の開設</li> </ul>	<b>応急業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動体制の確保（職員の安否確認、災害対策本部員、地域派遣職員等）</li> <li>・消防・医療救護活動（医療救護活動の実施、火災調査等）</li> <li>・避難者・帰宅困難者対策（避難所開設、駅周辺事業地対策等）</li> <li>・交通応急対策（交通不能箇所調査、道路施設対策等）</li> </ul>
		<b>優先すべき通常業務</b>	
6時間～1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>・避難生活支援の開始</li> <li>・遺体の搜索開始</li> <li>・重大な行事の手続き</li> </ul>	<b>応急業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動体制の確保（他都市からの職員受入等）</li> <li>・消防・医療救護活動（医療券発行の開始、給水活動等）</li> <li>・食料等供給・義援物品配分（災害救助用食料確保、災害救助用物資運搬等）</li> <li>・交通応急対策（道路障害物対策等）</li> <li>・避難者・帰宅困難者対策（保健活動・精神保健、衛生指導体制の確保等）</li> <li>・遺体の搜索・取扱い・埋葬（遺体の搜索、火葬の実施等）</li> <li>・応急住宅対策（市営住宅特定入居の開始）</li> <li>・ボランティア対策（ボランティアセンター支援）</li> </ul>
		<b>優先すべき通常業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの応急対策（ライフラインの確保、電気、ガス復旧対策等）</li> <li>・行政サービスに係る内部事務（執務場所ライフライン被害の調査、選挙事務に関すること等）</li> </ul>

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	業務例	
2～3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者への支援の開始</li> <li>他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<b>応急業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動体制の確保（災害関係文書の取り扱い）</li> <li>被災者等の生活確保（罹災証明発行体制の確保）</li> <li>要配慮者・避難行動要支援者対策</li> <li>避難者・帰宅困難者対策</li> <li>清掃活動（産業廃棄物対策、障害物除去処理等）</li> </ul>
		<b>優先すべき通常業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスに係る内部事務（健康保険証交付、市有財産管理、文書管理等）</li> <li>福祉関係事務（保険証発行の再開）</li> </ul>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>窓口行政機能の回復</li> </ul>	<b>応急業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の捜索・取扱い・埋葬（遺体の捜索、遺体の確認に係る医師派遣）</li> <li>要配慮者・避難行動要支援者（福祉避難所対応の継続）</li> <li>消防・医療救護活動（罹災証明発行（火災関係））</li> <li>文教・公共施設対策（文化材の被害状況の把握開始）</li> </ul>
		<b>優先すべき通常業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスに係る内部事務（公共施設緊急修繕の把握、支払・出納等）</li> <li>市民協働関係事務（寄附受付準備）</li> <li>消防・医療救護活動（危険物施設事故調査）</li> </ul>
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の行政機能の回復</li> </ul>	<b>応急業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者等の生活確保（国民健康保険料等の減免の受付の開始、災害弔慰金等支給、各種保険の減免の受付開始、市税の減免等）</li> <li>その他の業務</li> </ul>
		<b>優先すべき通常業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤整備関係事務（河川維持、道路維持、基盤業務等）</li> <li>子ども関係事務</li> <li>福祉関係事務</li> <li>税関係事務</li> <li>その他の行政機能の回復</li> </ul>

### 3.2. 非常時優先業務一覧 .....

#### (1) 非常時優先業務分野別の応急復旧プログラム

ここでは非常時優先業務を業務分野別に整理し、目標着手時間と必要職員数を整理する。また、必要職員の始まりを目標時間の着手とし、必要人員の終わりを目標復旧時間とする

※非常時優先業務の参集時間ごとの必要職員数は毎年度見直しを行うとともに参集人数に応じ、非常時優先業務の各部各課優先度の選定を行う必要がある。

※本節での非常時優先業務一覧とは別に各部、各課の非常時優先業務ごとに必要職員数及び参集予測人員の一覧表を毎年更新する。

表 業務分野別の非常時優先業務の目標着手時間および必要職員数

#### 【応急業務】

##### ①活動体制の確保

業務区分	非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○	本部員	24	24	24	24	24	24	24	24	24
○	副本部員	23	23	23	23	23	23	23	23	23
○	現地本部員	8	8	8	8	8	8	8	8	8
○	部内連絡員	23	23	23	23	23	23	23	23	23
○	本部事務室員	33	33	33	33	33	33	33	33	33
○	本部連絡員	23	23	23	23	23	23	23	23	23
○	課要員	59	59	59	59	59	59	59	59	59
○	市長、副市長秘書	3	3	3	3	3	3	3	3	3
○	地域派遣職員	319	319	319	319	319	319	319	319	319
○	職員の安否確認	3	3	3	3	1	1	1	1	1
○	職員健康相談実施体制の確保				1	1	1	1	1	1
○	職員食料提供実施体制の確保				5	1	1	1	1	1
○	職員派遣		1	1	1	1	1	1	1	1
○	緊急消防援助隊の応援要請等	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○	署本部（消防本部）	37	37	37	37	37	37	37	37	37
○	警防本部（消防本部）	59	59	59	59	59	59	57	57	57
○	災害関係文書の取り扱い						1	1	1	1
○	災害対策全般指揮（基盤）	1	3	3	3	3	3	3	3	3
○	車両管理（部内）、広報指揮	1	1	1	1	2	2	2	2	2
○	水防団との連携	1	3	3	3	3	3	3	3	3
○	水防用資機材等運搬				2	2	2	2		
○	全国市長会への応援要請等	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○	他都市からの職員受入、検討				2	2	2	2	2	2
○	他都市水道応援	3	3	3	3	3	3	3	3	3
○	他都市保健師応援	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○	中核市市長会応援	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○	使用可能車両（部内）の確認	1	1	1	1					
○	市場被害対応		2	4	4	6	6			
○	集中管理車	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○	代替施設の確保、活用	2	2	2	2	2				
○	市庁舎の管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○	情報政策のBCPによる		5	6	7	7	7	8	8	8
○	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		8	8	8	8	8	8	8	8
○	物資調達の発注				2	2	2	2	2	2
○	物資調達業者の確認		1	1	1	1	1	1	1	1
○	電源・電話の確保	2	2	2	2					
○	電話交換	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○	市関係者被害確認						1	1	1	1

②ボランティア対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		社会福祉協議会との連絡調整開始				3	3	3	3	3	3
○		ボランティアセンター支援				2	2	2	2	2	2
○		ボランティア対策			4	4	4	4	4	4	4
○		ボランティア部会、ボランティアセンターの設置、運営			2	2	2	2	2	2	2
○		ボランティアセンター設置補助			1	1	1	1	1	1	1

③交通応急対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		橋梁対策	1	3	3	3	3	3			
○		建設業者調整				3	3	3	3	3	3
○		交通規制連絡調整	2	2	2	2	2	2			
○		交通復旧				10	25	30	45	50	25
○		交通不能箇所調査	5	10	25	25	10	5	5		
○		道路橋梁対策指揮	1	3	3	3	3	3	3	3	3
○		道路施設対策	1	2	2	2	2	2	2	2	2
○		道路障害物対策				1	2	2			
○		道路情報収集	2	6	6	6	6	6			
○		道路被害調査	1	5	5	5	5	5			
○		道路被害復旧対策				1	4	8	8	8	8
○		道路付属物対策				1	2	2	2	2	2
○		放置車両の撤去				12	12	12	12	12	12

④輸送対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		舟、ボートの確保（鵜飼観覧船使用調整）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		救助用資機材確保	2	2	2	2					
○		救助用舟艇確保	1	1	1	1					
○		他都市からの物資受入	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○		災害救助用物資、備蓄品の運送体制の確保、運送の開始				2	8	8	8	8	8
○		輸送経路選定				3	3	3	3	3	3

⑤災害広報

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		情報発信体制の確保	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		広報避難誘導	12	12	12	12	12	12			
○		広報避難誘導指揮	4	4	4	4	4	4			
○		広報および避難誘導	2	2	2	2	2	2			
○		広報記録の作成及び提示、広報ぎふ特集号の発行			1	1	1	1	1	1	1
○		写真撮影、掲示及び写真を使用した広報			1	1	1	1	1	1	1

⑥消防・医療救護活動

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		医療救護活動の実施	85	131	146	148	149	151	154	152	129
○		医療券発行の開始				2	2	2	2	2	2
○		医療施設応急復旧の開始		11	11	11	11	11	11	11	11
○		火災調査	12	12	12	12	12	12	12	12	12
○		救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始	20	20	20	20	20	20	20	20	20
○		給水活動				6	6	6	6	6	6
○		市民病院での医療救護活動	720	720	720	720	720	720	720	720	720
○		消防活動の実施	462	462	462	444	444	444	96	76	76
○		保険制度等への切り替え作業の開始（保険証の再発行等）						2	4	4	4
○		罹災証明発行（火災関係）							12	12	12
○		危険物施設事故調査							2	2	2

⑦避難者・帰宅困難者対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		避難所開設（各課所管施設）	29	44	51	54	52	5	5	5	5
○		帰宅困難者対策（市役所庁舎）	2	2	2	2	2	2			
○		客対応（競輪事業課）	1	1	1	1					
○		じゅうろくプラザ対策（帰宅困難者対策）	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○		ハートフルスクエアG対策（帰宅困難者対策）	2	2	2	2	2	2			
○		応援隊の受入れ（競輪事業課）			1	2	2	2	2	2	2
○		防疫・食品衛生活動				28	28	28	28	28	28
○		防犯対策（警察との協議、情報共有）の確保、防犯対策の開始						1	2	2	2
○		保健活動・精神保健				18	18	18	18	18	18
○		愛玩動物対策体制の確保、愛玩動物対策の開始、愛玩動物等の救援						10	10	10	10
○		食品衛生監視、衛生指導体制の確保及び開始				17	17	17	17	17	17
○		感染症対策	20	20	20	10	10	10	10	10	10
○		感染症対策（移送、消毒）				10	10	10	10	10	10
○		駅周辺事業地対策	1	3	3	3	3	3	3	3	

⑧応急住宅対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		応急仮設住宅の応援						4	5	6	7
○		応急仮設住宅の管理							6	20	19
○		応急仮設住宅の計画及び建設					2	2	2	2	2
○		市営住宅特定入居の開始								8	8
○		住宅の応急修理								6	7
○		住宅の応急修理の報告									1
○		宅地・造成工事等被害情報収集	2	2	3	4	3	2	2		
○		宅地造成工事地域等応急対策								4	4
○		被災建築物応急危険度判定				14	14	16	17	17	8
○		被災宅地応急危険度判定					10	10	10	10	10

⑨食料等供給・義援物品配分

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		義援物品の受配分計画策定の着手				1	2	2	4	4	4
○		義援物品の受領配分計画策定の着手、配分開始					1	2	4	4	4
○		炊出食料品給与体制の確保				2					
○		炊出食料品給与の開始					4	4	8	8	8
○		災害救助用食料確保				1	4	6	6	6	6
○		災害救助用物資運搬				6	8	8	8	8	8
○		他都市からの物資受入					2	6	12	12	12
○		民間給食施設利用				1	1	1	1	1	1

⑩要配慮者・避難行動要支援者対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		福祉避難所対応の継続							5	5	5
○		福祉避難所との受入調整	1								
○		福祉避難所への移送開始、完了		52	72	80	69				
○		被災障がい者等支援体制の確保						2			
○		被災障がい者等支援の確保、開始						1	7	7	7
○		外国人対応						2	3	3	3
○		多言語支援センター				2	2	2	2	2	2
○		避難所外国人対応						1	5	5	5
○		子ども施設	1	2	4	4	4	4			
○		保育施設	1	2	4	4	4	4			
○		発達相談サービス									2
○		母子支援						1	6	6	6

⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	3	4	8	10	10	10	10	8	4
○		遺体の確認に係る医師派遣							1	1	1
○		遺体の火葬の実施				5	5	5	5	5	5
○		遺体の捜索							336	361	386
○		遺体の取扱い				28	28	28	28	28	28
○		斎苑の現状調査、応急対策の実施、斎苑業務再開		1	1	1	1	1	1	1	1

⑫清掃活動

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		災害廃棄物対策（仮置場準備等）			8	10	10	10	10	10	10
○		災害廃棄物対策（収集運搬等）			7	7	7	82	82	82	82
○		災害廃棄物対策（総括・調整）			7	7	7	7	7	7	7
○		産業廃棄物対策						1	6	6	6
○		清掃活動	21	25	26	26	27	177	181	181	181
○		石綿飛散防止対策						5	5	5	5
○		屋外広告物災害対策						1	4	4	3
○		化学物質流出対応				5	5	5	5	5	5
○		ごみ及びリサイクル対策						6	6	6	6
○		街路樹対策						1	6	6	6
○		障害物除去処理						1	3	3	3
○		公共施設応急対策（環境部施設）		23	25	25	25	25	25	25	25

⑬文教・公共施設対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		公共施設応急対策（保育所）		80	80	80	80	80			
○		保育施設	60	45	57	70	75	81	163	164	165
○		公共施設応急対策		27	30	35	36	38			
○		公共施設、福祉施設応急対策の開始		6	12						
○		公共施設、福祉施設の応急対策の完了						9			
○		公共施設、福祉施設の被害状況把握	2								
○		公共施設応急対策、福祉施設機能の維持	14	23	38	38	38	40	40	43	43
○		福祉施設機能の維持				12	12				
○		市河川管理施設対策	2	2	2	2	2				
○		エコプラント椿被害対応	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		河川管理施設対策	1	4	4	4	4				
○		河川管理施設調整	2	2	2	2	2				
○		河川対策	1	3	3	3	3	3	3	3	3
○		河川対策応援	1	1	2	3	4	4	6		
○		急傾斜地河川対策指揮	1	3	3	3	3	3	3	3	3
○		急傾斜地対策	1	2	2	2	2	2	2	2	2
○		急傾斜地対策応援		1	1	4	4	4	4	4	4
○		治山施設林道対策		1	5	5	2				
○		交流センターの被害調査及び応急対策	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		図書館施設対策	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○		コミセン等生涯学習施設対策		8	8	8	8	8	8	8	8
○		市営住宅の災害対策		5	5	5	5	3	2	2	2
○		市有建築物の被害調査及び応急修理		7	7	7	7	7	11	12	12
○		文化財対策							1	1	1
○		文化材の被害状況の把握開始							1	1	1
○		文化センター等対策		1	2	2	2				
○		メディアコスモス対策	2	2	2	2	2				
○		歴史博物館対策（災害応急対策で避難所等としての開放を含む）	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○		区画整理区域対策		1	4	4	4	2	2	2	
○		公園対策		1	4	4	4	4	4	4	
○		市営駐車場対策		1	2	2	2	2	2	2	
○		文教災害対策（学校施設）	20	52	63	72	75	121	170	182	192

⑭産業応急対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		コンベンション調整、災害支援	4	4	4	4	4	4	4	4	4
○		被災畜産農家対策	2	2	2	2	2	2			
○		農地対策								7	7

⑮ライフライン施設の応急対策

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		上下水道応急対策	37	61	75	86	90	94	107	120	132
○		道路占用物件復旧関連手続対応				3	3	3	3	3	3
○		給水活動		18	18	18	18	18	18	18	18
○		電気、ガス復旧対策				1	2	4	4	4	4
○		応急工事、災害調査委託発注							1	1	1
○		ライフラインの確保				2	2	2	2	2	2

⑩被災者等の生活確保

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		市民相談（災害窓口）	2	2	2	2	2	2	2	2	2
○		国民健康保険料等の減免の受付の開始									6
○		災害弔慰金等支給、各種保険の減免の受付開始									11
○		市税（固定資産税等）の減免受付開始及び現地調査								20	20
○		市税の減免									4
○		消費者保護の開始									2
○		被災者生活再建支援金の受付開始								4	4
○		被災住家調査体制の確保					8				
○		被災住家調査応援						9	10	17	12
○		被災住家調査の開始						44	50	46	29
○		罹災証明発行体制の確保						11			
○		罹災証明発行の開始							39	38	34
○		中小企業融資等									6
○		被災農家への融資									2
○		罹災証明発行体制の確保、発行の開始						8	8	8	8

【優先すべき通常業務】

○行政サービスに係る内部事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	建設、委託業者の確認					1	1	1	1	1
	○	中止の事務			1	1	1	1	1	1	1
	○	執務場所ライフラインの確保					1				
	○	執務場所ライフライン被害の調査			6	6					
	○	システム担当			1	1	1	2	3	3	3
	○	HP更新、SNS情報発信		1	1	1	1	1	1	1	1
	○	営業許可業務				1	1	1	1	1	1
	○	健康保険証交付、職員厚生業務の再開						1	1	1	1
	○	食中毒調査				3	3	3	3	3	3
	○	市有財産管理の再開						5	5	5	5
	○	行事及び関係者の調整						1	1	1	1
	○	競輪払戻業務						1	1	1	1
	○	文書管理（文書の取り扱い）						1	1	1	1
	○	文書の收受及び発送の開始						7	7	7	7
	○	市有財産管理						1	2	2	2
	○	市有財産被害調査とりまとめ						1	1	1	1
	○	支払							3	4	4
	○	出納							3	4	4
	○	選挙事務に関すること				3	3	3	3	3	3
	○	職員の人事及び給与								2	2
	○	復興工事の入札									1

○財政関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	緊急対応を含む市財政計画、予算業務の再開						2	2	2	2

○税関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	固定資産税関係証明の発行								2	2
	○	市民税関係証明の発行									1
	○	税務関係証明の郵送									1
	○	納税窓口業務									4
	○	システム担当							1	1	1

○ぎふ魅力づくり関連事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	イベント管理				1	1	1	1	1	1
	○	鵜匠等との調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	施設維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	多言語相談窓口								1	1

○商工観光関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	施設維持								2	2

○自然環境関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	継続工事の監理						2	2	2	2
	○	公害関連施設管理						1	1	1	1
	○	産業廃棄物監視指導						1	7	7	7
	○	大気等モニタリングの実施（環境調査の再開）									3

○市民生活関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	各戸籍届等受理の再開								9	9
	○	各種年金等給付手続きの再開									3
	○	国民健康保険及び年金等の相談再開								9	9
	○	国民年金保険料の受給申請受付、免除申請受付									3
	○	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			9	9	9	9	9	9	9
	○	消費者生活相談再開								1	1

○福祉関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	介護サービスの実施									7
	○	高齢者サービスの実施									7
	○	障がい者サービスの実施									7
	○	生活保護に関する相談									8
	○	福祉医療サービスの実施									4
	○	保険証発行の再開						1	2	2	2

○子ども関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	子どもサービス									2
	○	保育サービス									2

○まちづくり関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	屋外広告物の点検パトロール									3
	○	開発許可等事務の再開									2
	○	建築確認業務						2	2	2	2
	○	建築制限等業務							7	7	7
	○	公共建築當繕業務									9
	○	市営住宅入居者相談							2	2	2
	○	調整区域被災者移転等審査									1
	○	工事中現場の確認				4	4				

○都市建設関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	コミュニティバス事業調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	駅周辺事業調整									3
	○	区画整理調整									3
	○	公園業者等調整									3
	○	再開発調整									3

○農林関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	浄化槽汚水処理等		1	1	1	1	1	1	1	1
	○	場内防疫			1	2	2	2	2	2	2
	○	農業関係者との連絡								1	1
	○	入荷開始								1	2
	○	家畜対策							4	4	4
	○	と畜開始								1	2
	○	施設維持								1	1

○基盤整備関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	河川維持									3
	○	基盤業務									1
	○	工事中現場の確認				9	9	9			
	○	システム担当			1	1	1	1	1	1	1
	○	道路維持									6
	○	道路整備									6

○市民協働関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	寄附受付準備							1	2	2

○議会関係事務

業務区分		非常時優先業務名	参集時間ごとの必要職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	○	議員の安否確認	1	2	2	2					
	○	議員情報管理					2	2	2	2	2
	○	市議会議員との調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1

## 4 職員参集予測

### 4.1. 職員の参集

#### (1) 災害発生時の体制

岐阜市地域防災計画（地震対策編）では、市内で震度5弱以上の地震が発表されたときは、災害対策本部を設置し、全職員による非常体制をとるとしている。

非常体制	
基準	体制をとる部
① 岐阜地方気象台が市内における震度5弱以上の地震発生を発表したとき	全ての部（全職員）
② その他市長がこの体制を命じたとき	
<p>(1) 市長は、地震被害の程度から判断し、体制をとる部（本部事務室員含む）を減ずる等変更を行う。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。</p> <p>(2) 市長は、地震被害の程度から判断し、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。</p>	

#### (2) 職員居住地

本市における職員の居住地は以下のとおり。

表 職員の居住地および人数（割合）

居住地	人数(人)	割合(%)
岐阜市	2,628	63.5
各務原市	176	4.3
瑞穂市	176	4.3
大垣市	147	3.6
本巣市	136	3.3
一宮市	124	3.0
山県市	101	2.4
羽島市	94	2.3
岐南町	77	1.9
北方町	74	1.8
名古屋市	64	1.5
関市	57	1.4
笠松町	40	1.0
大野町	38	0.9
安八町	21	0.5
揖斐川町	18	0.4
池田町	17	0.4
美濃加茂市	11	0.3
稲沢市	11	0.3
その他	128	3.1

表 市内居住の職員の人数

校区	人数(人)	校区	人数(人)	校区	人数(人)
金華	21	三里	89	西郷	57
京町	21	鷺山	92	七郷	66
明德	23	加納	48	市橋	122
徹明	23	加納西	53	岩	18
梅林	30	則武	80	鏡島	103
白山	28	常磐	48	厚見	78
華陽	34	長森南	51	日置江	21
本郷	45	長森北	43	芥見	30
木之本	39	長森西	64	芥見東	17
本荘	139	長森東	58	芥見南	5
日野	44	木田	26	藍川	16
長良	89	岩野田	36	合渡	30
長良西	113	岩野田北	52	三輪南	39
長良東	56	黒野	42	三輪北	16
島	125	方県	18	網代	10
早田	74	茜部	86	柳津	77
城西	62	鶉	71		

※その他の居住地は、上記居住地以外の市町村を示す。

### (3) 参集可能人員

#### ①参集人数の想定方法

##### ■対象

全職員を対象とする。

市民病院、消防、福祉事務所、保健衛生部、上下水道事業部、女子短期大学、薬科大学及び各部出先所属機関に勤務する者は、それぞれ当該施設に参集するものとし、その他の職員は市役所庁舎に参集するものとする。

##### ■時間区分

参集可能人数を算出するにあたり、時間区分を当日（3時間以内、6時間以内、12時間以内、24時間以内）、2日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内の9区分とした。

##### ■参集予測に用いた考え方

- 地震発生時刻：参集率がより低下する状況をあらかじめ想定しておくことが必要であることから、在宅時に被災するものとした。
- 交通手段：地震発生から3日間は、公共交通機関の停止や道路等の被害により自家用車が使えないものとし、対象となる全職員が自宅から動員先まで、徒歩で参集するという条件で予測を行った。4日目以降は、交通網が随時復旧するものとして想定した。徒歩による1日の最大移動距離は20kmとした。
- 参集できない状況：職員本人や家族の怪我等を考慮し、参集できない状況として以下を想定した。

表 参集できない状況の想定

想定状況	算出方法	〽 24 時間	〽 2 日	〽 3 日	〽 1 週間	〽 2 週間	1 ヶ月 以内
本人が死亡・重傷	居住地エリアの死亡・重傷率より	●	●	●	●	●	●
本人が負傷	居住地エリアの負傷率より	●	●	△	△	△	
家族が死亡・重傷	居住地エリアの死亡率および世帯人員より	●	●	●	△		
家族が負傷	居住地エリアの負傷率および世帯人員より	●	△	△			
住宅が全壊	居住地エリアの全壊率より	●	△				
住宅が半壊	居住地エリアの半壊率より	△					
交通手段なし	勤務先－居住地距離 20km 以上	●	●	●	△	△	

※ ●は参集不能、△は時間経過とともに徐々に参集可能となるものとし、その期間を直線的に補完する。  
 ※ 上記以外の不測の事態により参集不可能な職員が一定数発生することを考慮している。

- 出発までの時間：居住地の震度によって、被災状況の確認等で直ちに参集に移行できるわけではないとして、参集を開始するまでに一定の時間(60分)を設けた（消防署職員を除く）。
- 通勤にかかる時間：各職員の居住地から勤務先までの距離を算出し、徒歩で参集した場合に要した時間を参集時間とした。なお、徒歩による最大移動距離は20kmとしている。徒歩の速度は道路の被害等を考慮し、3.0km/hとした。
- 想定震度、建物被害、人的被害について：
 

本市については、岐阜市「災害被害想定調査（R2.12）」をもとに、職員の居住エリア（地域単位）の平均として算出した。

それ以外の地域については、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」および独立行政法人 防災科学技術研究所「国立研究開発法人 防災科学技術研究所」のデータを用いて3連動地震の想定震度を算出し、本市における想定震度と被害予測の関係より算出した。
- 常勤者のいる機関について：消防署および市民病院は24時間体制の勤務形態であり、震災発生直後に一定の職員（30%）が勤務している者として算出した。

## ②参集予測

上記の想定をもとに、全職員の参集時間を予測した結果を示す。

南海トラフ地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、揖斐川-武儀川断層帯地震のいずれにおいても、12時間以内に職員の約6割が参集可能である結果となった。

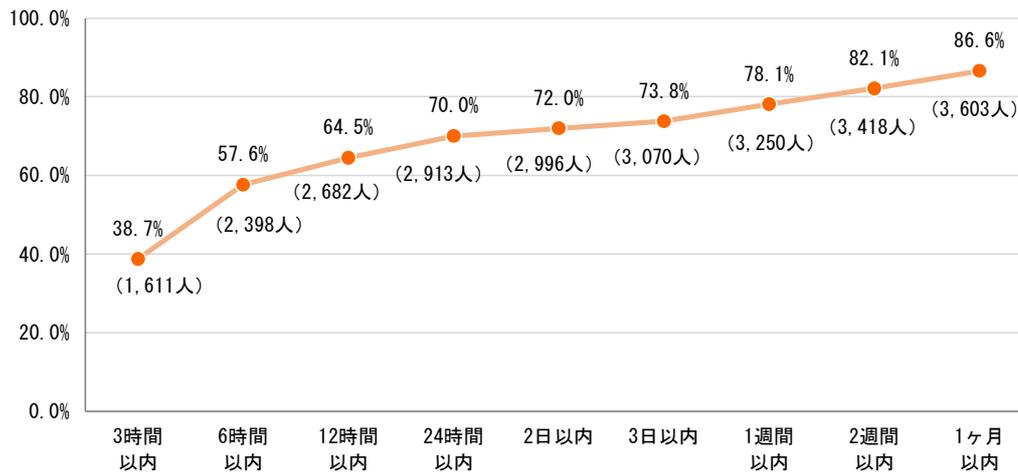


図 南海トラフ地震の時間別参集予測

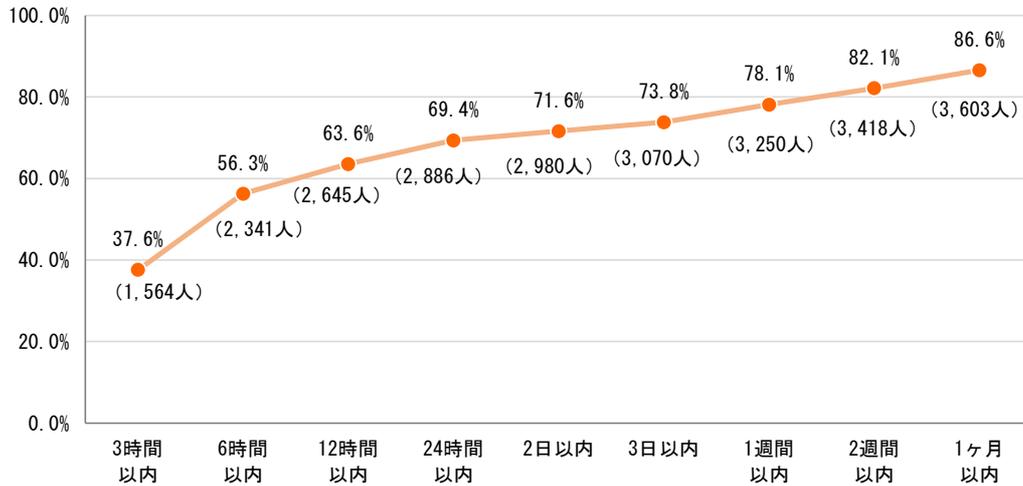


図 養老-桑名-四日市断層帯地震の時間別参集予測

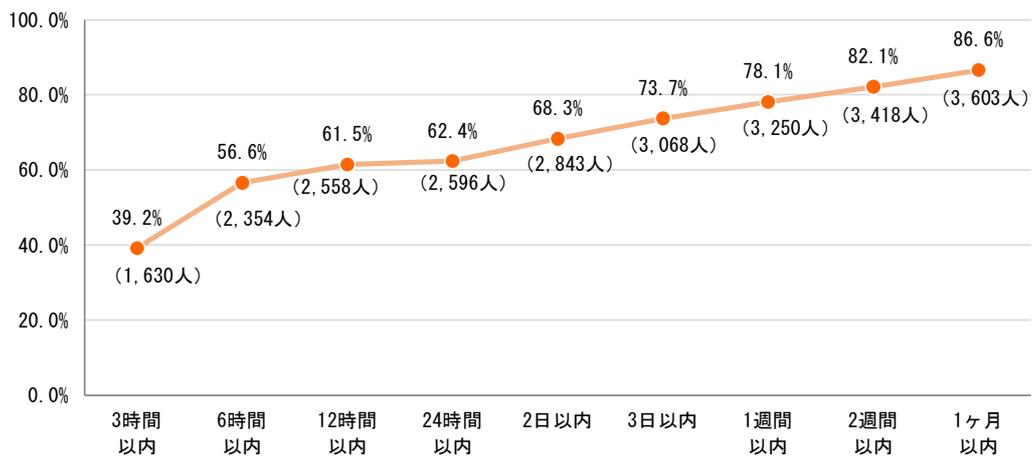


図 揖斐川-武儀川断層帯地震の時間別参集予測

#### (4) 職員居住地別の参集可能予測

##### a) 南海トラフ地震

南海トラフ地震が発生した場合、60%以上の職員が6時間以内に、また80%以上の職員が翌日には参集可能と予測された。なお12時間以内では、死傷者数や家族の死傷者数、建物被害の少ない地域について80%の職員が参集可能と予測された。(P47 参照)



図 3 時間後

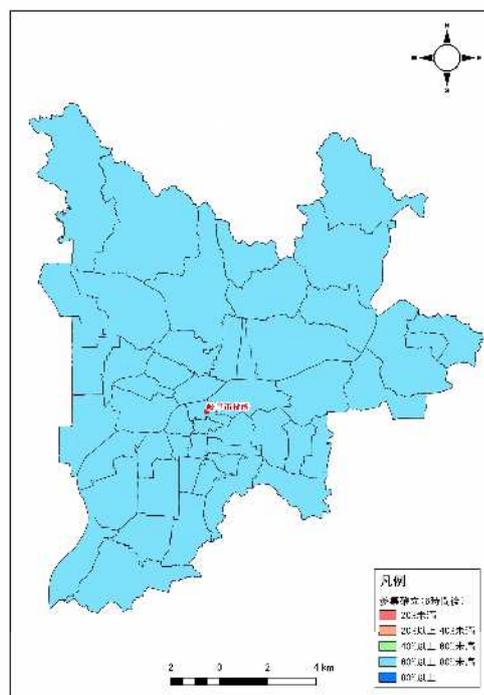


図 6 時間後

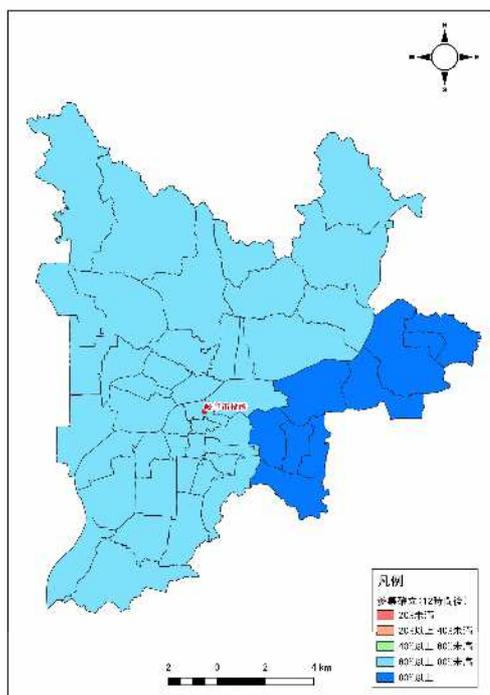


図 12 時間後

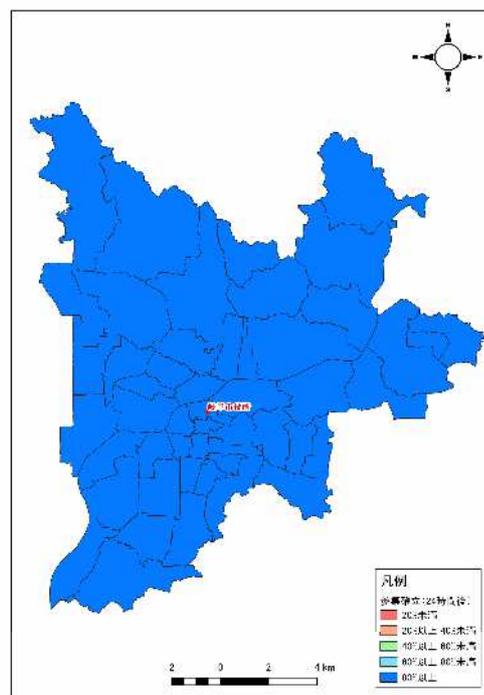


図 24 時間後

b) 養老-桑名-四日市断層帯地震

養老-桑名-四日市断層帯地震が発生した場合、60%以上の職員が6時間以内に、また80%以上の職員が翌日には参集可能と予測された。

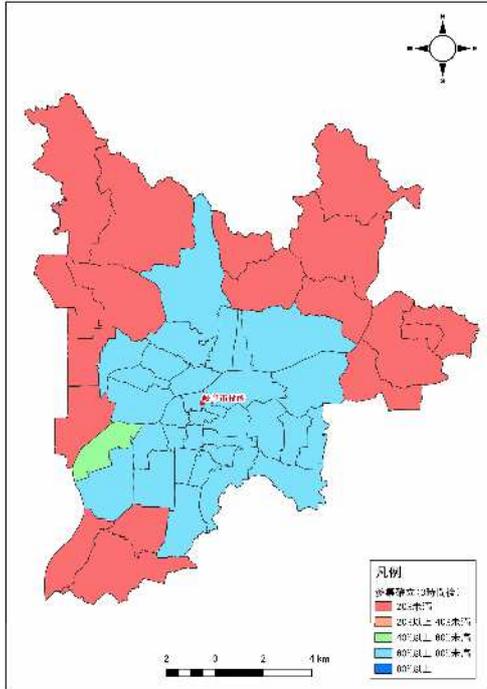


図 3 時間後

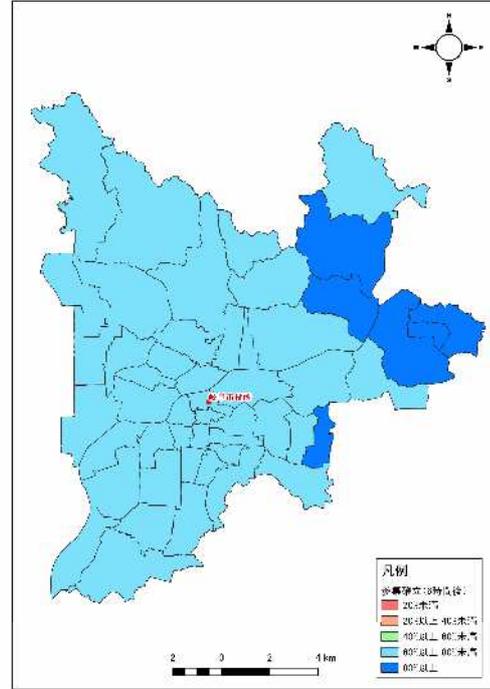


図 6 時間後

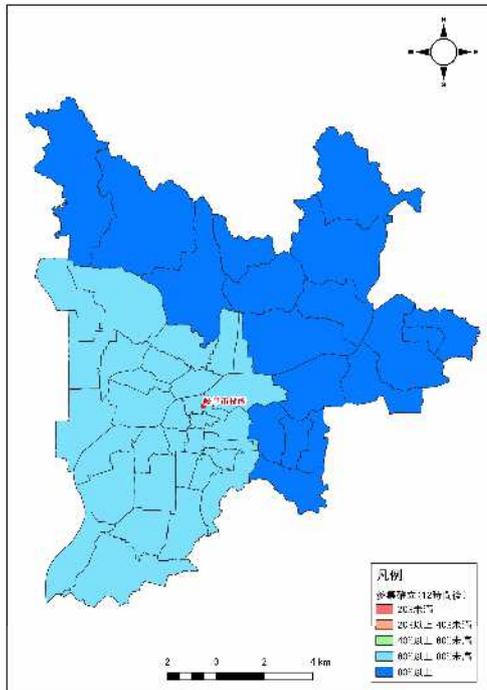


図 12 時間後

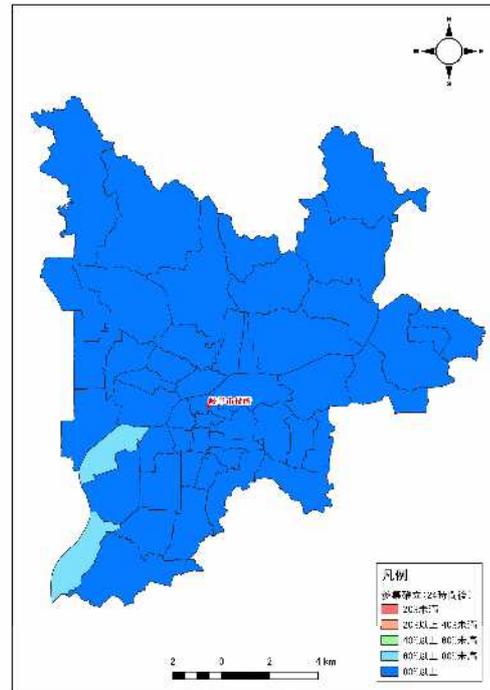


図 24 時間後

c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震が発生した場合、一部の地域を除き、60%以上の職員が6時間以内に参集可能と予測されたが、おおよそ80%以上の職員が参集するには2日を要する結果となった。

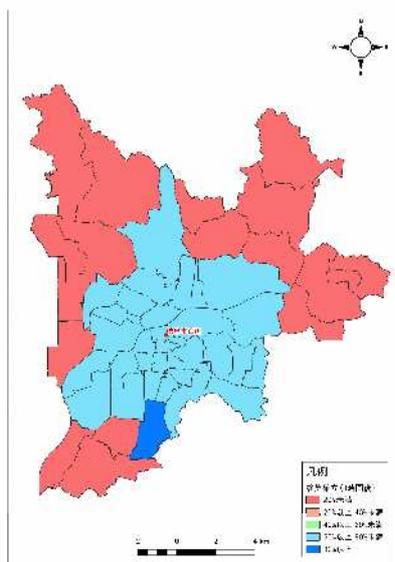


図 3 時間後



図 6 時間後

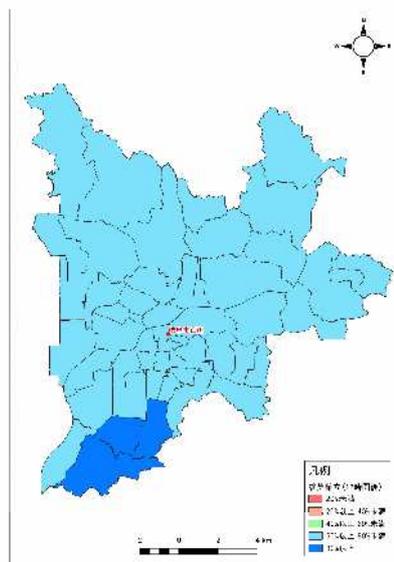


図 12 時間後



図 24 時間後

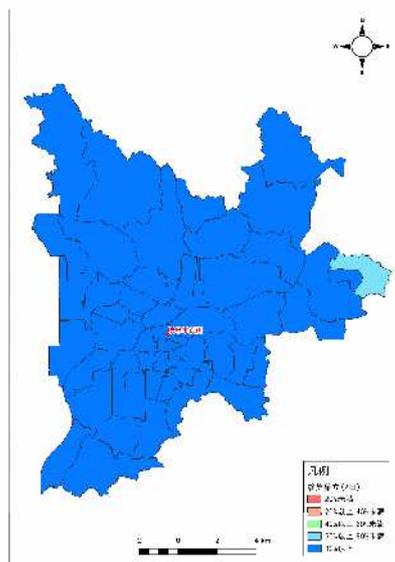


図 2 日後

<参考：南海トラフ地震による校区別の被害状況>

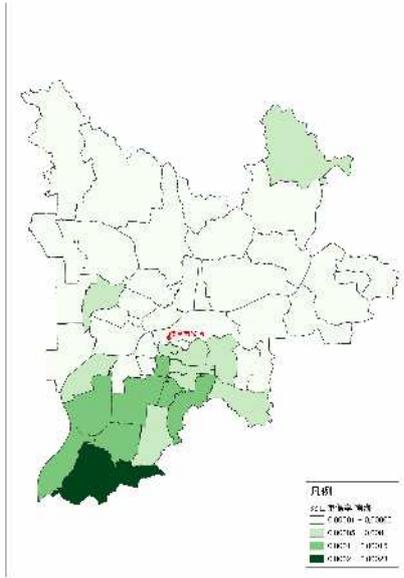


図 死亡重傷率

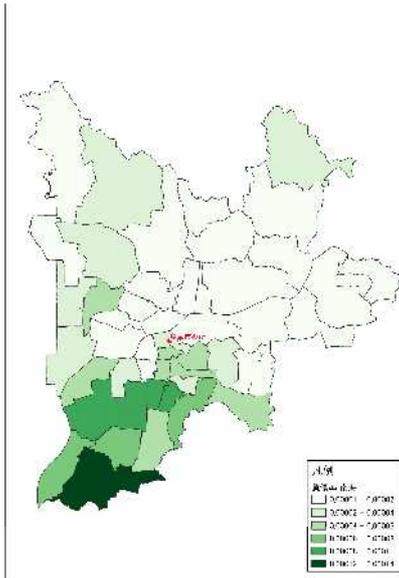


図 負傷率

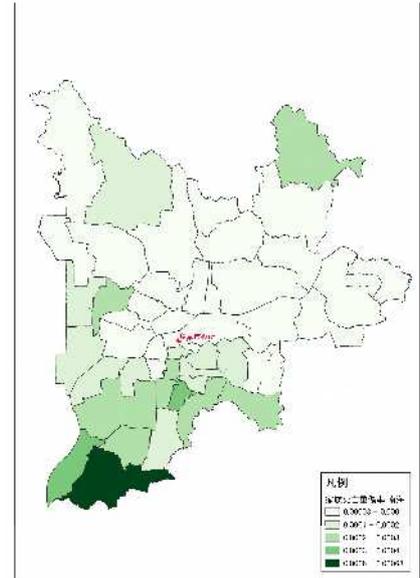


図 家族死亡重傷率

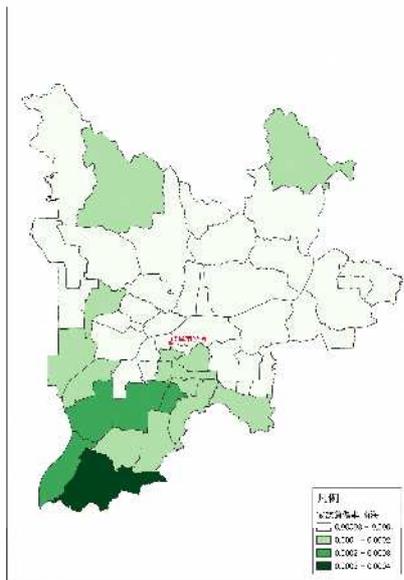


図 家族負傷率

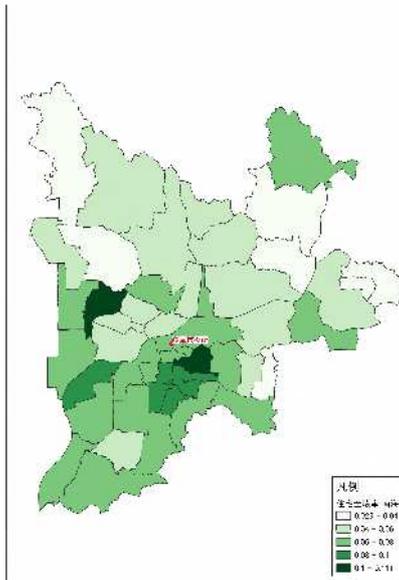


図 住宅全壊率

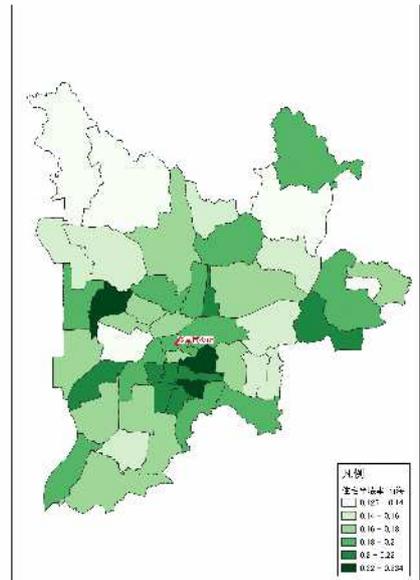


図 住宅半壊率

## 4.2. 部局別参集予測

### a) 南海トラフ地震の地震動予測

部局別の参集予測をみると、南海トラフ地震が発生した場合、翌日でも職員参集率が60%に満たない部局は7部局となっている。

表 南海トラフ地震の部局別参集人員予測

	総人数 (人)	参集人数 (人)								
		3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	2日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
合計	4,109	1,611	2,398	2,682	2,913	2,996	3,070	3,250	3,418	3,603
市長公室	26	9	11	13	14	15	16	17	20	23
企画部	30	10	12	14	17	17	17	19	22	24
財政部	144	54	85	101	112	115	118	126	133	141
行政部	125	34	59	72	80	84	88	93	96	106
工事検査室 部	7	1	4	4	5	5	5	5	6	6
ぎふ魅力づ くり推進部	85	25	44	53	57	60	61	66	68	72
経済部	105	36	53	61	66	70	72	77	84	91
市民生活部	140	35	69	83	91	93	94	105	112	119
福祉部	252	86	126	142	158	164	170	186	202	215
子ども未来 部	283	99	163	188	208	213	221	227	235	245
保健衛生部	181	64	94	107	118	124	126	133	139	148
市民病院	958	535	657	707	753	769	783	807	829	853
環境部	210	61	121	138	151	157	161	171	178	187
都市防災部	13	4	7	8	10	10	10	10	10	10
消防本部	655	308	447	474	503	510	520	541	564	585
まちづくり 推進部	89	22	42	48	51	55	55	61	67	74
都市建設部	109	26	50	64	70	72	76	82	89	94
基盤整備部	122	38	66	76	83	85	90	94	99	107
上下水道事 業部	182	51	93	106	119	125	127	140	152	165
市民協働推 進部	59	17	29	32	35	35	36	40	44	47
薬科大学	85	31	49	52	57	59	61	66	71	76
女子短期大 学	42	10	13	21	22	23	24	30	34	39
教育委員会 事務局	175	49	89	101	113	116	119	132	140	151
議会事務局	18	3	9	10	12	12	12	13	15	15
選挙管理委 員会	6	2	3	3	3	3	3	4	4	5
監査委員	8	1	3	4	5	5	5	5	5	5

: 部局人員の60%以上が参集可能

: 部局人員の80%以上が参集可能

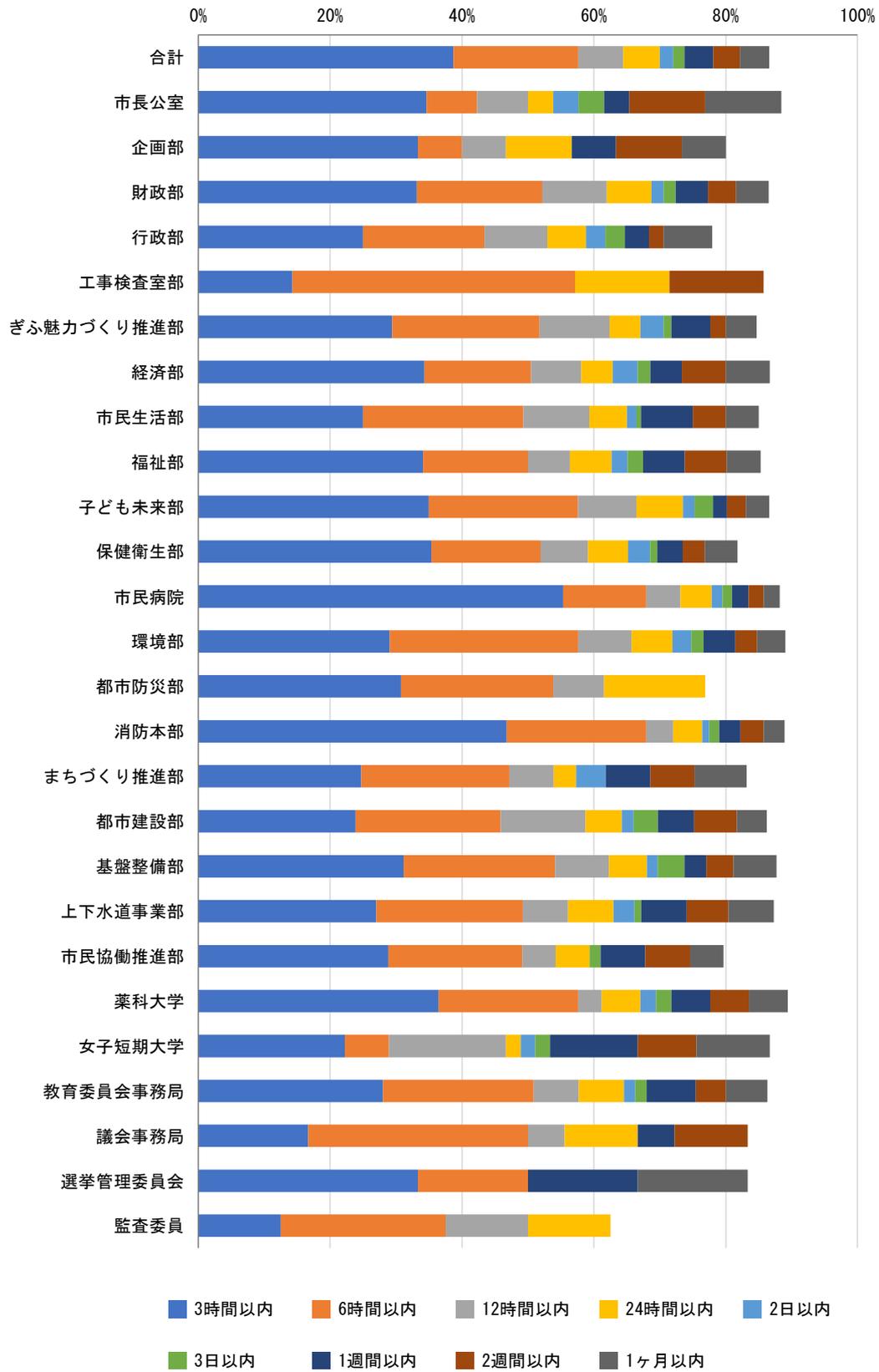


図 南海トラフ地震の部局別参集人員予測

b) 養老-桑名-四日市断層帯地震の地震動予測

養老-桑名-四日市断層帯地震が発生した場合、翌日でも職員参集率が60%に満たない部局は7部局となっている。

表 養老-桑名-四日市断層帯地震の部局別参集人員予測

	総人数 (人)	参集人数 (人)								
		3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	2日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
合計	4,109	1,564	2,341	2,645	2,886	2,980	3,070	3,250	3,418	3,603
市長公室	26	8	11	12	14	14	16	17	20	23
企画部	30	10	11	14	17	17	17	19	22	24
財政部	144	53	83	100	110	116	118	126	133	141
行政部	125	34	59	73	81	83	88	93	96	106
工事検査室 部	7	1	4	4	5	5	5	5	6	6
ぎふ魅力づ くり推進部	85	24	42	51	56	60	61	66	68	72
経済部	105	34	52	61	65	70	72	77	84	91
市民生活部	140	33	68	80	91	93	94	105	112	119
福祉部	252	85	120	141	156	162	170	186	202	215
子ども未来 部	283	95	161	187	206	213	221	227	235	245
保健衛生部	181	59	92	105	118	123	126	133	139	148
市民病院	958	521	640	694	743	763	783	807	829	853
環境部	210	60	118	137	151	157	161	171	178	187
都市防災部	13	4	7	8	10	10	10	10	10	10
消防本部	655	303	436	469	497	508	520	541	564	585
まちづくり 推進部	89	21	40	48	50	55	55	61	67	74
都市建設部	109	24	50	63	70	71	76	82	89	94
基盤整備部	122	36	64	72	83	85	90	94	99	107
上下水道事 業部	182	49	93	106	119	123	127	140	152	165
市民協働推 進部	59	17	29	32	35	35	36	40	44	47
薬科大学	85	30	48	50	56	58	61	66	71	76
女子短期大 学	43	9	12	21	22	23	24	30	34	39
教育委員会 事務局	175	48	86	100	111	116	119	132	140	151
議会事務局	18	3	9	10	12	12	12	13	15	15
選挙管理委 員会	6	2	3	3	3	3	3	4	4	5
監査委員	8	1	3	4	5	5	5	5	5	5

 : 部局人員の60%以上が参集可能

 : 部局人員の80%以上が参集可能

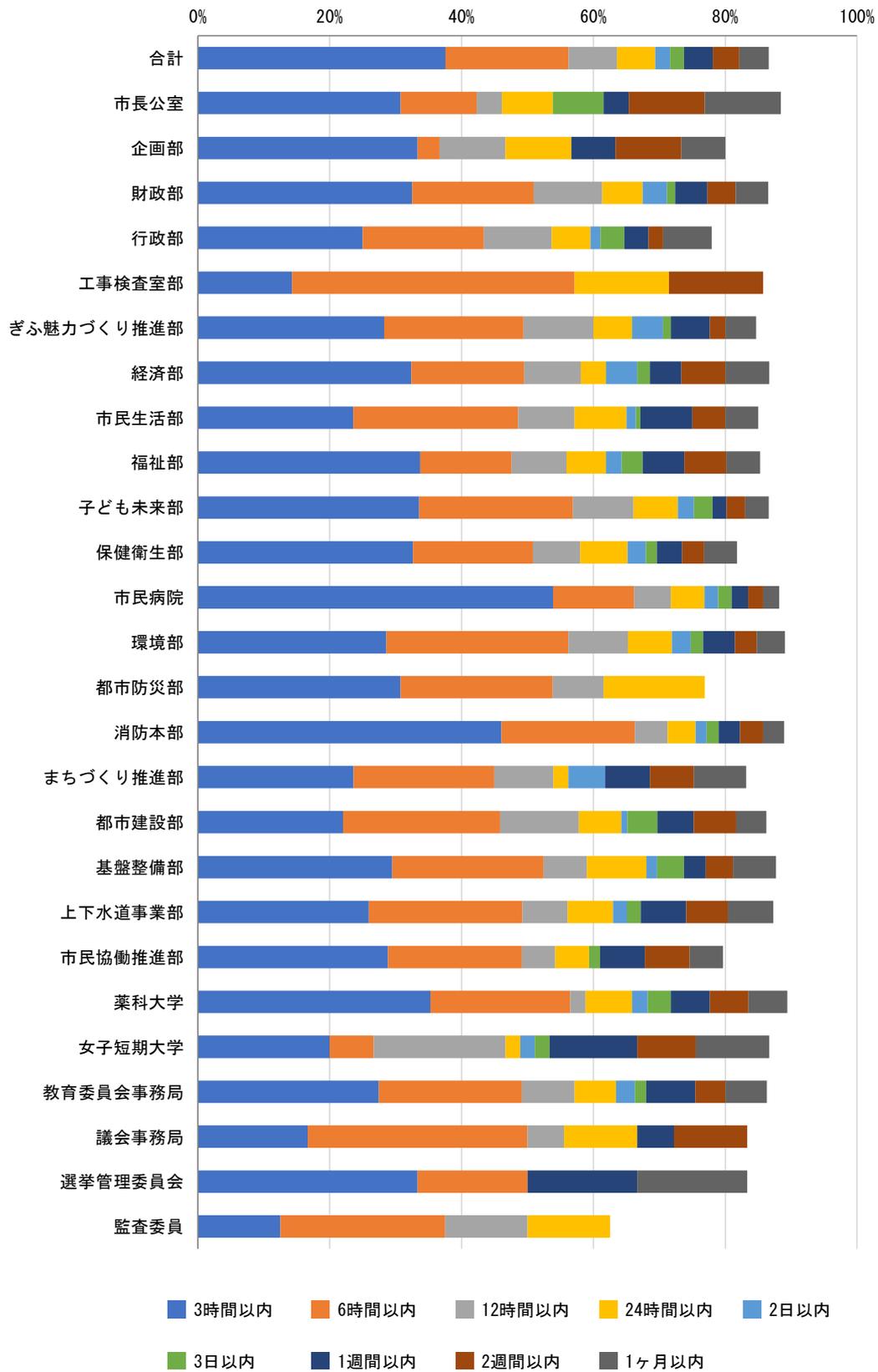


図 養老-桑名-四日市断層帯地震の部局別参集人員予測

c) 揖斐川－武儀川断層帯地震

揖斐川－武儀川断層帯地震が発生した場合、翌日でも職員参集率が60%に満たない部局が半数以上となっている。

表 揖斐川－武儀川断層帯地震の部局別参集人員予測

	総人数 (人)	参集人数(人)								
		3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	2日以 内	3日以 内	1週間 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
合計	4,109	1,630	2,354	2,558	2,596	2,843	3,068	3,250	3,418	3,603
市長公室	26	9	11	12	12	14	16	17	20	23
企画部	30	10	11	13	13	17	17	19	22	24
財政部	144	54	84	96	97	107	118	126	133	141
行政部	125	34	59	69	70	79	88	93	96	106
工事検査室 部	7	1	4	4	4	5	5	5	6	6
ぎふ魅力づ くり推進部	85	25	43	50	50	54	61	66	68	72
経済部	105	36	53	59	59	65	72	77	84	91
市民生活部	140	35	68	77	78	90	94	105	112	119
福祉部	252	88	122	133	136	153	170	186	202	215
子ども未来 部	283	100	160	179	183	202	221	227	235	245
保健衛生部	181	64	93	102	105	117	126	133	139	148
市民病院	958	544	650	685	694	739	783	807	829	853
環境部	210	63	118	130	131	146	160	171	178	187
都市防災部	13	4	7	8	8	9	10	10	10	10
消防本部	655	309	437	456	461	492	520	541	564	585
まちづくり 推進部	89	22	38	43	45	50	55	61	67	74
都市建設部	109	27	51	61	63	70	76	82	89	94
基盤整備部	122	38	64	72	73	82	90	94	99	107
上下水道事 業部	182	54	91	102	103	116	127	140	152	165
市民協働推 進部	59	17	29	29	30	33	36	40	44	47
薬科大学	85	30	47	47	47	54	61	66	71	76
女子短期大 学	42	10	13	20	21	22	24	30	34	39
教育委員会 事務局	175	50	86	94	95	108	118	132	140	151
議会事務局	18	3	9	10	10	11	12	13	15	15
選挙管理委 員会	6	2	3	3	3	3	3	4	4	5
監査委員	8	1	3	4	5	5	5	5	5	5

 : 部局人員の60%以上が参集可能

 : 部局人員の80%以上が参集可能

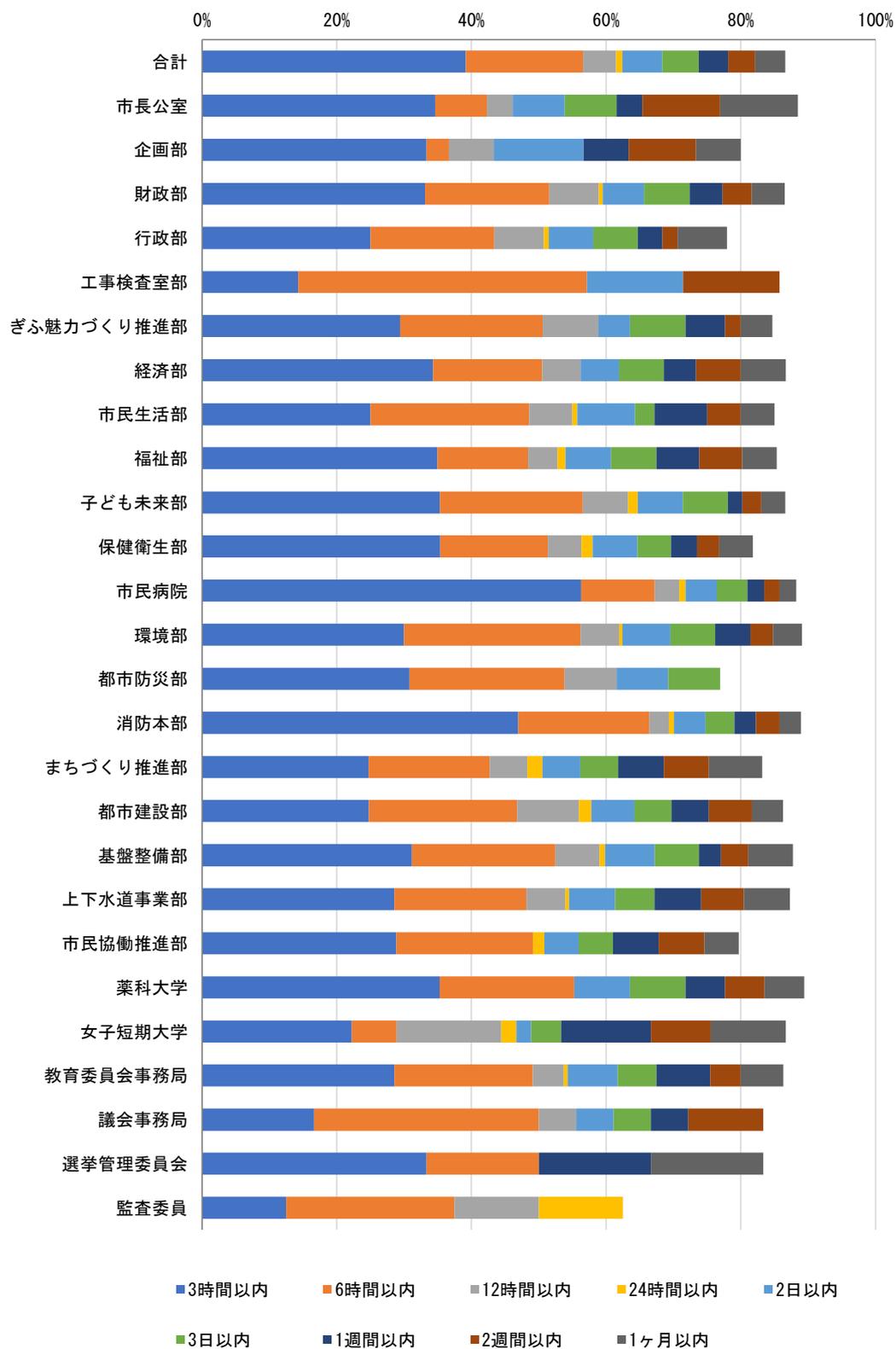


図 揖斐川－武儀川断層帯地震の部局別参集人員予測

## 5 非常時優先業務の遂行環境の確立

### 5.1. 非常時優先業務の遂行環境の概要

本章では、第3章で選定した非常時優先業務の遂行環境の確保について整理し、必要な資源や対応方針等について記述する。

非常時優先業務の遂行環境について、以下に概要を示す。

表 業務遂行環境の概要

項目	主な課題	主な対応方針
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スムーズな参集と参集予測</li> <li>○災害状況、参集状況に応じた適正な職員配置</li> <li>○派遣された職員による円滑な業務実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速な参集体制の整備</li> <li>○広域応援体制の整備</li> <li>○業務マニュアルの作成</li> </ul>
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震性を確保していない施設あり</li> <li>○市役所庁舎以外の施設の代替施設の確保</li> <li>○災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策</li> <li>○災害拠点病院の医療資源の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断に基づく対策</li> <li>○代替施設の確保</li> <li>○アスベストの応急措置マニュアル整備</li> <li>○協定による医薬品・診療材料等の優先確保</li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○停電時に備えた非常用電源の確保</li> <li>○発災時における燃料の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用発電機の確実な起動体制</li> <li>○協定による燃料供給体制確保</li> <li>○非常用電力の適正配分及び供給量の拡充検討</li> </ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な連絡手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の通信設備の充実</li> <li>○多種多様な連絡手段の検討</li> </ul>
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT 部門業務継続計画（策定済み）の継続的な実施と見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な災害対応訓練と ICT-BCP の改善</li> <li>○ICT-BCP による中長期的な環境整備</li> </ul>
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な執務環境の確保</li> <li>○執務に必要な事務用機器、消耗品の運用方法の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備品等什器類の転倒防止対策</li> <li>○ガラスの落下・飛散対策</li> <li>○臨時の執務場所の検討</li> <li>○災害発生時の事務用機器の使用方法についての検討</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンホールトイレの使用法の周知</li> <li>○設置数の男女比など使用時のルール設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協定による給排水設備の早期復旧</li> <li>○マンホールトイレ使用時のルール検討</li> </ul>
食料・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄物資の適切な維持管理および更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災3日目までの職員用食料と飲料水確保</li> </ul>
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○断水に備えた非常用水源確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貯水槽の設置</li> <li>○飲料水の備蓄</li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災時における燃料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予備燃料の確保</li> <li>○協定による燃料供給体制確保</li> </ul>

## 5.2. 職員

### (1) 現状

#### a) 災害時の職員配備

災害時の職員配備は、岐阜市地域防災計画によると、地震発生時の体制として準備体制から非常体制まで3段階に設定されている。本計画の想定地震では震度5弱以上となるため、全部局全職員が参集対象となる非常体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。災害対策本部の組織、運営等は、岐阜市地域防災計画に定めるところによる。



#### b) 職員の参集と配置

本市職員は、市本部の体制が発令されたときは、速やかにあらかじめ定められた場所に参集することとなっているが、第4章参集予測で示したとおり、業務時間外に発災した場合には参集可能人員が限られることが予想される。

職員の安否確認という雇用主の重大な責務を果たすとともに、非常時優先業務の遂行に最も重要となる職員の参集状況を確認し、参集状況に応じた適切な人員配置をしていくため、「職員安否確認マニュアル」を策定している。

また、30年以内の地震発生確率の高い南海トラフ地震の発生時の被害予測をもとに、第3章で示した非常時優先業務に必要な人員と第4章の参集可能人数とのバランスについて検討した。この結果、災害発生後3時間後まではひっ迫した状況となることが想定されるが、この間は災害隊対策本部の指示により非常時優先業務にあたることとする。その後については、必要人数を上回る職員が参集できる予測となっている。

表 必要な職員数と参集可能人員

業務開始目標時間	3時間	6時間	12時間	1日以内	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
職員数	4,109								
職員の必要人数 <sup>※1</sup> (a)	2,221	2,632	2,828	3,083	3,121	3,403	3,504	3,641	3,715
専門職を除いた職員の必要人数 (a') <sup>※2</sup>	616	828	951	1,074	1,101	1,120	1,178	1,287	1,334
参集可能人員 (b)	1,611	2,398	2,682	2,913	2,996	3,070	3,250	3,418	3,603
専門職を除いた参集可能人員 (b')	502	835	976	1,077	1,113	1,149	1,230	1,311	1,399
不足人員 (b' - a')	△114	7	25	3	12	29	52	24	65

※1 必要な職員数は、第3章で示した非常時優先業務の内容および着手・目標復旧時間をもとに、実施担当部局ごとに必要な人数を算出し、それを合計している。

※2 ここでは、部局間における人員の横断的調整により、非常時優先業務に必要な職員数の確保について検討するものであり、専門性・特殊性があり他部署との人員調整は行えないと想定される保健衛生部(保健活動)、市民病院(医療活動)、環境部(清掃活動)、消防本部(消防活動)、上下水道事業部(水道給水活動)、教育委員会、薬科大学、女子短期大学は除外している。

### c) 職員派遣

#### ① 職員派遣計画

第3章で示した非常時優先業務と第4章で示した参集予測(南海トラフ大地震を想定)、部局間の基本的な職員派遣のルールを示す「職員派遣計画」を策定する(毎年更新)。

職員派遣計画を含む「職員派遣マニュアル」に沿って、各部局においては、派遣可能な職員を明記した「派遣可能職員リスト」および、他部局から派遣された職員の配置や従事させる業務について明記した「派遣職員受入計画」を備える。

#### ② 職員派遣の手続き

- I 災害発生後、各部局において非常時優先業務等の遂行が困難となり、職員派遣が必要な場合は、各部の本部連絡員を通じ、本部事務室長(都市防災部次長)に「職員の応援に関する要請書」(様式第2号)を提出する。
- II 本部事務室長は、災害状況を勘案し、行政部人事班に職員派遣の検討を指示する。
- III 行政部人事班は、職員派遣計画を基本とし、災害状況、要請内容、職員の参集状況等を総合的に判断し、職員派遣を実施する。
- IV 職員派遣計画で想定する以上の大規模災害時には、災害対策本部長が状況に応じて最優先業務を決定し、その業務に必要な職員を派遣する。

## (2) 課題

- スムーズな参集と参集予測
- 他都市からの職員応援受援体制の整備
- 他都市からの応援職員の受入れが開始されるまでの優先すべき通常業務の緊急度による選別
- 非常時優先業務と必要人数の妥当性の検討
- 災害状況、参集状況に応じた適正な職員配置
- 派遣された職員による円滑な業務実施
- 職員派遣計画で想定する以上の大規模災害時における最優先業務の決定基準の検討
- 災害時であっても行政機能を継続するには職員のマンパワーが重要となる。このため、職員及びその家族の被災を極力防げるよう、平常時から防災力・減災力を向上する取組が必要。

## (3) 対策の方向性

### ○迅速な参集体制の整備

岐阜市地域防災計画によると、地震災害時における非常体制の参集は、原則、自己覚知により参集することとなっている。また、職員の安否および参集の確認については、「職員安否確認マニュアル」において、主に、岐阜市職員参集システムで実施することとしている。

地震災害発生時に参集状況を速やかに把握し、地震災害応急対策を実施する必要があるため、職員に対し岐阜市職員参集システムへのメール登録を推進するとともに、各部において緊急連絡網の作成の徹底を図る。

### ○広域応援体制の整備

職員派遣については、災害状況、職員参集状況によって、臨機応変な対応が求められる。

「職員派遣計画」を基本としつつ、各部局の非常時優先業務等が円滑に遂行されるよう、柔軟な職員派遣、適正な職員配置に努めていく。

あわせて、大規模災害時には、職員の絶対数が不足することが想定されるため、他自治体からの広域的な応援体制を整備し、必要数の確保を図る。

なお、市では、同時に被災する可能性の少ない遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進しており、現在、尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市および中核市との間で災害時相互応援協定を締結している。

### ○業務マニュアルの作成

非常時優先業務等を行うために派遣された職員がその業務を円滑に行うことができるよう、各部局において業務マニュアルを作成し、業務継続計画の実効性を高めるよう努めていく。

○災害対策本部の長期的な運営対策

災害の状況に応じ、災害対策本部の人員を適宜増減し、弾力的に運用する。また、必要に応じ、他部局から都市防災部に所属経験がある職員に応援を得るなどし、本部運営の維持を図るものとする。

○非常時優先業務の優先度の検討

災害発生時の参集可能職員数に対し、非常時優先業務の必要人数が大幅に乖離することがないよう、緊急度等により優先すべき業務を明確にする。これに基づき、妥当性のある非常時優先業務の必要人数の設定に努める。また、職員数が不足する場合は、他都市からの応援職員により補てんすることとなるため、あらかじめ受援対象業務を定めておく。

○職員等の防災力・減災力の向上

都市防災部は、定期的に防災・減災に関するチェックシート（巻末資料）の活用や研修会を開催し、職員等の防災力・減災力の意識向上に努める。

## 5.3. 庁舎等 .....

### (1) 現状

庁舎等の耐震性は次のとおり。

表 庁舎等の耐震性

庁舎等	耐震性	庁舎等	耐震性
市役所庁舎	◎	東分署	◎
掛洞プラント	◎	東南分署	◎
老洞環境事務所	◎	精華分署	◎
木田環境事務所	◎	鶴飼分署	◎
東部クリーンセンター	◎	南消防署	◎
寺田プラント	◎	西分署	◎
衛生試験所 (岐阜薬科大学三田洞キャンパス内)	◎	柳津分署	◎
南保健センター	◎	北消防署	○
保健所	◎	黒野分署	◎
北保健センター	◎	島分署	◎
食肉衛生検査所	◎	岩野田分署	◎
畜犬管理センター	○	三輪分署	◎
西部事務所	◎	瑞穂消防署	◎
東部事務所	◎	巣南分署	◎
北部事務所	◎	消防本部整備工場	○
南部東事務所	◎	山県消防署	◎
南部西事務所	◎	美山分署	◎
日光事務所	◎	本巣消防署	◎
柳津地域事務所	◎	根尾分署	○
市民病院	◎	本巣北分署	○
斎苑	◎	真正分署	◎
消防本部・中消防署 合同庁舎	◎	上下水道事業部本庁舎	◎
防災センター	◎	岐阜薬科大学 本部	◎
岐阜市長良川防災・健康ステーション	◎	岐阜薬科大学 三田洞キャンパス	◎
岐阜市リサイクルセンター	◎	岐阜薬科大学附属薬局	◎
		女子短期大学	◎

※耐震性 ◎：新耐震規準による建築物、又は耐震改修済みの建築物

○：耐震診断済み Is 値 0.6 以上

- 災害対策本部は、高度な防災機能を備えた市役所庁舎 6 階に常設の災害対策本部室を設置している。代替施設は、消防本部・中消防署合同庁舎 6 階大会議室を確保している。
- 市役所庁舎はアスベストの使用はなく、飛散対策として防護服や防塵マスク等を配備済み。
- アスベストの落下・飛散防止対策として、天井の点検口や空調吹き出し口まわりにテープの貼付やコーキングを施した。

## (2) 課題

- 地震の状況によっては使用困難となる施設もあるため代替施設の検討する。
- 市役所庁舎以外の施設で代替施設を確保していない場合は、引き続き代替施設の確保が必要である。
- 各施設のアスベスト対策状況を把握し、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策が必要である。
- 市民病院において、院内にある限られた医療資源（薬剤、医療資器材、医療ガス等）への対応方法を検討する。

## (3) 対策の方向性

- 耐震診断結果に基づき、耐震改修等それに応じた耐震対策を図る。
- 代替施設を確保していない施設は、引き続き代替施設について検討する。
- 消防本部の初動措置として、保有するエアーテント等を訓練場又は駐車場に設置し、庁舎の代替施設として使用する。車両は車庫外の安全な場所に移動する。
- アスベストの落下・飛散防止対策を推進する。(アスベスト吹付け箇所の封じ込め、囲い込み等)
  - ※封じ込め－表面に固化材により塗膜を形成（塗膜性封じ込め処理＝表面硬化剤）  
内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維を固着・固定化  
（浸透性封じ込め処理＝浸透固化材）
  - 囲い込み－石綿含有製品でないボード等により、吹き付け材を密閉
- アスベストの飛散防止対策のための防護服やビニールシート等の備品を充実するとともに、応急措置マニュアルを整備する。
  - ※点検や、作業時に必要。
- 災害時の協定締結等により、市民病院において必要となる医療資源の優先確保に努める。

## 5.4. 電気

### (1) 現状

庁舎等における非常用発電機の設置状況は次のとおり。

表 非常用電源の設置状況

発電機設置場所	燃料種別	容量 (l)	作動時間 (h)
市役所庁舎・8階発電機室	A重油	50,000	72
掛洞プラント・1階発電機室	軽油	980	72
老洞環境事務所	ガソリン	6	5
木田環境事務所	ガソリン	6	5
南部環境事務所 (柳津地域事務所内)	ガソリン	6	5
岐阜市リサイクルセンター	なし		
東部クリーンセンター・焼却棟1階発電設備室	A重油	15,000	72
寺田プラント	なし		
衛生試験所	なし		
南保健センター	なし		
保健所・福祉センター6階電気室	軽油	3200	96
北保健センター	なし		
西部事務所	なし		
東部事務所	なし		
北部事務所	なし		
南部東事務所	なし		
南部西事務所	なし		
日光事務所	なし		
柳津地域事務所・屋上	軽油		3
市民病院	A重油	60,000	72
斎苑・第2駐車場内	A重油	390	6
消防本部・中消防署合同庁舎	灯油	10,000	72
防災センター	なし		
東分署	軽油	170	72
東南分署	軽油	170	72
精華分署	軽油	170	72
鶴飼分署	軽油	170	72
南消防署	軽油	1500	72
西分署	軽油	170	72
柳津分署	軽油	170	72
北消防署	軽油	170	72
黒野分署	軽油	170	72
島分署	軽油	170	72
岩野田分署	軽油	170	72
三輪分署	軽油	170	72
瑞穂消防署	軽油	58	16
巢南分署	軽油	170	72

発電機設置場所	燃料種別	容量 (l)	作動時間 (h)
消防本部整備工場	ガソリン	9	6
山県消防署	軽油	60	3.2
美山分署	軽油	198	48
本巢消防署	軽油	75	4.5
根尾分署	軽油	195	40
本巢北分署	ガソリン	13.5	6.5
真正分署	軽油	36	15.5
上下水道事業部本庁舎・中部プラント敷地内	A重油	7,000	17
岐阜市長良川防災・健康ステーション	軽油	490	18
岐阜薬科大学 本部 1階発電機室	軽油	190	2.3
岐阜薬科大学 三田洞キャンパス 屋外 (体育館南)	軽油	65	13
岐阜薬科大学 三田洞キャンパス 屋外 (別館北)	軽油	62	22
女子短期大学	軽油	30	2
【その他施設】			
消防救急デジタル無線基地局 (百ヶヶ峰)	修理中		
消防救急デジタル無線基地局 (東南分署)	軽油	100	12
防災行政無線中継局 (百ヶヶ峰)	軽油	98	24
防災行政無線再送信子局 (なかよし公園)	軽油	48	72

## (2) 課題

- 停電時に備えた非常用電源の確保 (少なくとも3日分) が必要である。
- 非常用電源が確保されている場合においても、燃料の確保に取り組む必要がある。

## (3) 対策の方向性

- マニュアルの整備と訓練の実施を通じて、非常用発電機の確実な起動体制を確保する。
- 岐阜県石油商業協同組合との協定により燃料の供給体制を確保する。発災時には、市役所庁舎、消防本部、市民病院等の主要施設への燃料供給を優先的に実施する。
- 非常用発電機のない施設においては、電力会社に対し早期の復旧を依頼する。
- 非常用電力の適正配分および供給量拡充に向けて検討する。
- 消防本部以下各署において、規制数量 (少量危険物貯蔵所)内 で備蓄、又は危険物の規制に該当しない数量の燃料を確保する。そのほか、燃料の使用状況、調達状況から燃料補給車に積載する補給用燃料 (990 l) および南消防署に設置している自家給油設備の燃料 (ガソリン 4,000 l、軽油 6,000 l) を各署に配分する。
- 屋外の火災予防上安全な場所に「岐阜市消防本部危険物施設の審査運用基準」に適合するよう措置を講じ、屋外貯蔵所における仮貯蔵として、消防長、消防署長の承認を受け燃料を貯蔵する。(消防本部・各署)
- 発災時、電源の確保ができていない事務所等については、閉鎖を含めた検討をする必要がある。

○岐阜薬科大学と連携して、停電時に備えた非常用電源を確保する。また、その運用に向けたマニュアルの整備と訓練の実施を進め、非常用発電機の確実な起動体制を確保する（衛生試験所）

## 5.5. 通信

### (1) 現状

災害時の主な情報通信回線および機器は、次のとおり。

表 非常時の通信回線および通信機器

回線	機器	説明	主な設置場所
電話回線	一般加入電話・FAX	通常の外線電話	全ての施設 (うち一部は災害時優先 電話)
	携帯電話	通常の外線電話	各部所有分
	PHS	通常の内線・外線電話	衛生試験所 市民病院 (一部外線)
	広域災害・救急医療情報システム (EMIS)	全国の災害医療に係る情報を関係機関 (国、都道府県、消防、病院) と共有する厚生労働省のシステム	市民病院、保健所、消防本部
	岐阜県災害・救急医療情報システム (ぎふ救急ネット)	県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を医療機関相互の連携に活用するシステム	市民病院、保健所 消防本部
	地域衛星通信ネットワーク (衛星電話)	一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域通信衛星ネットワークを使用する衛星電話	消防本部
	衛星携帯電話	地上の影響を受けない、衛星を活用した通信	市役所庁舎、上下水道事業部本庁舎、消防本部、市民病院、保健所
県防災回線	衛星回線 地上回線	県各施設との通信	市役所庁舎、消防本部、市民病院
音声専用線	内線電話延長	一部出先施設との連絡用内線電話	市役所庁舎、市民生活部7事務所
防災行政無線	移動系 防災行政無線	MCA回線を利用した災害対策本部や各避難所などの市内施設との通信用	市役所庁舎、消防本部、市民病院、上下水道事業部本庁舎、保健所
		MCA回線を利用した岐阜県、保健所、消防、県内医療関係施設との通信用	市民病院、保健所、消防本部
消防・救急無線	基地局等	災害時等の通信連絡用	消防本部、百ヶヶ峰、東南分署、山県消防署、美山分署、本巣消防署、根尾分署
	移動局 (携帯用無線機)		消防本部全署、消防車両に積載

## (2) 課題

○様々な状況に備えて、引き続き多種多様な連絡手段を確保しておくことが必要である。

## (3) 対策の方向性

○各施設の通信設備の充実化を図る。

○衛星回線の増設の検討を図る。

○多種多様な連絡手段の検討を図る。

## 5.6. 情報システム

### (1) 現状

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定している。（平成24年5月）

- ・情報システム停止が想定される災害等のリスクおよび被害が発生した場合の対策基準の設定
- ・災害等が発生した場合の情報システムの復旧・継続を実施する緊急時対応体制の構築
- ・デジタル戦略課職員、重要システム担当職員およびシステムの構築／保守／運用ベンダーを含む緊急時連絡網と緊急時行動計画の整備
- ・災害等が発生した場合の復旧作業の迅速化を図るための事前の備えの整備（早期復旧が必要な重要システム優先度の決定、システムやデータのバックアップおよび復旧手順の作成等）
- ・市役所庁舎と外部データセンター間のネットワーク強化、（有線回線の二重化、無線回線の設置）緊急用ノートパソコンの確保等、災害対応環境整備の中長期計画の設定

○災害が発生時に、上空から被害の状況などをいち早く把握し、被害の拡大防止や人命救助支援を行うため、無人航空機（ドローン）の運用を開始している。

○情報システムに関する施設設備の災害対策の現状は以下のとおり。

表 情報ネットワークシステムの災害対策

	施設	主な設備	耐震対策	耐火／耐水対策
1	市役所庁舎 7階システムサーバ室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務系サーバ</li> <li>・統合ネットワーク機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ラックがフリーアクセスの床に固定</li> <li>・フリーアクセス床(集中荷重 5,000N/m<sup>2</sup>まで、耐震仕様)</li> <li>・免震構造建物内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不活性ガス消火設備</li> <li>・浸水予想区域内であるが7階のため問題なし</li> </ul>
2	外部データセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合ネットワーク機器</li> <li>・共通基盤の機器</li> <li>・内部事務系サーバ</li> <li>・住民情報系サーバ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震対策(震度7)や電源対策等、業務継続性能に優れたデータセンターを利用</li> <li>・全ラックがフリーアクセスの床に固定</li> <li>・構造物(床)への固定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン消火設備</li> <li>・浸水予想区域内であるが防水扉等対策済のため問題なし</li> </ul>
3	外部回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合ネットワーク回線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所庁舎と外部データセンター間の回線について、有線回線を二重化のうえ、更に無線回線により三重化</li> <li>・重要拠点(10拠点)と外部データセンター間の回線の二重化</li> </ul>	
4	クラウドサービスのデータセンター（複数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部事務系サーバ (R4.5～、R5.1～)</li> <li>・住民情報系サーバ (R3.1～、R5.1～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記2と同等の耐震対策、耐火/耐水対策</li> <li>・上記2との回線の二重化</li> <li>・他拠点でのサーバ二重化</li> </ul>	

## (2) 課題

- 作成した ICT-BCP が形骸化しないよう、継続的な実施と見直しを行うことが重要である。

## (3) 対策の方向性

- 職員およびシステム構築／保守／運用ベンダーを含んだ定期的な災害対応訓練を行い、緊急時の行動計画等の周知を図るとともに、ICT-BCP の問題点の改善を行う。
- ICT-BCP で設定した緊急時の対策基準や災害対応環境整備の中長期計画に従って、復旧手順の整備・見直しや、ネットワーク強化に係る調達を実施する。
- 緊急時連絡網や緊急時行動計画の内容について、必要に応じて随時更新する。

## 5.7. 執務環境 .....

### (1) 現状

- 市は、平成 23 年の東日本大震災を機に、備品等什器類の転倒防止の周知徹底を改めて図り、背の高いキャビネットやロッカーの転倒防止対策を行っている。
- ガラスの落下・飛散防止対策として、窓ガラスへの飛散防止フィルムを貼付している。また、施設によっては、網入りガラスを採用している。
- 発災時、外壁が落下するおそれがある建物については、計画的に外壁補修工事等を進めている。
- 発災時、庁舎や事務所等での業務が不能の場合に備えた対策はとられていない。
- 機械設備等の発災対策を実施していない。

### (2) 課題

- 引き続き、安全な執務環境の確保に取り組むことが必要である。
- 発災時、外壁が落下するおそれのある施設については、保安設備により、立ち入り禁止区域の速やかな設営が必要である。
- 発災時は、来庁者（避難者）が市役所等の庁舎内を占有し、業務に支障が生じる可能性がある。
- 市民向け窓口業務に係る執務環境の確保に取り組む必要がある。
- 全面的に使用できない場合を含め、市役所庁舎が被害を受けた場合は、残された施設の限られたスペースにおいて、非常時優先業務を最優先に行う必要がある。このため、現在の数分の一から数十分の一といった狭い空間で業務を執行する可能性がある。したがって、非常時優先業務の全てが代替施設のスペースで執行可能か否かの検証が必要。
- 執務に必要なプリンター、PC などの事務用機器について、優先して使用する機器や台数制限、消耗品の管理等、運用方法について明確にすることが必要。
- 全優先業務を実施できないことが判明した場合、代替施設の追加確保又は非常時優先業務内での優先順位付けが必要。

### (3) 対策の方向性

- 備品等什器類の転倒防止対策は、継続して実施していく。
  - ガラスの落下・飛散措置が取られていない施設は防止対策を推進する。  
(窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付等)
  - 発災から当面の間は、非常時優先業務の遂行に必要な執務環境を確保するため、市や防災関係機関の職員を除き原則として入庁者を制限する。
  - 各施設での業務が不能の場合に備えた臨時の優先業務の執務場所の検討と市民および関係者への連絡、掲示の検討。
  - 重要書類等の保管、および代替施設への搬送体制の整備の検討。
  - 通信機器等のバックアップ設備の検討。
  - 災害発生時の事務用機器の使用や消耗品の管理等、運用方法についての検討。
- ※ソフトやハード面を含め、デジタル戦略課との協力体制が必要。

## 5.8. トイレ .....

### (1) 現状

- 本市では、断水時に備えて、災害時に避難所となる旧小学校も含む市立小学校に簡易トイレおよび簡易トイレ処理袋、個室テントを備蓄している。また、機能の強化として、マンホールトイレの整備も行っている。
- 断水時に備え、市役所庁舎敷地内にマンホールトイレを25基整備している。
- 市の施設の多くは、配水管から送られてきた水道水を受水槽に貯水し、揚水ポンプで高架水槽へ汲み上げられる。汲み上げられた水が、高架水槽からの落差によりトイレまで配水され、排泄物を下水道本管へ流す仕組みとなっている。上水道の断水時は、高架水槽に水道水が残っている限りはトイレを使用できる。井水のポンプ設備および自家発電設備がある施設は、停電時でもトイレを使用できる。しかし、水道の配水管から直結している施設においては、断水時のトイレ対策はとられていない。
- 職員用の簡易トイレについては、市役所庁舎敷地内にマンホールトイレを整備。(帰宅困難者対策も兼ねる) なお、処理方法については産業廃棄物処理計画に準じるものとする。

### (2) 課題

- マンホールトイレの使用方法を周知するとともに、設置数の男女比など使用時のルールを定める必要がある。

### (3) 対策の方向性

- マンホールトイレは、下水道管と接続した配管上部に汚水枡を設置し、汚水を一定期間貯留でき、水が確保できれば、汚水を下水道に流下させる構造となっている。災害発生時は、汚水枡上部にテント付のトイレを設置し、仮設トイレとして使用することができる。対象となる施設条件は、避難所に指定されている施設および多くの市民が利用する施設とする。

- マンホールトイレの使用方法を周知するとともに、使用時のルールを検討する。
- 全館停電した場合は、非常用電気から井戸用水ポンプに電源を供給して院内のトイレを使用する。(市民病院)

## 5.9. 食料・飲料水 .....

### (1) 現状

- 発災3日目までの職員用食料および飲料水(クラッカー30,240食分、水(1.5l)19,064本)を備蓄している。  
職員用食料は8年ごと、職員用飲料水は9年で全て更新する計画である。
- 食料、飲料水を市役所庁舎敷地内の倉庫に備蓄している。その他の出先機関は各施設内に備蓄する。
- 他都市からの応援職員については、相互応援協定により当座の食料等を携行することとしている。

### (2) 課題

- 備蓄物資について、適切な維持管理および更新が必要である。

### (3) 対策の方向性

- 避難所へ参集する職員の食料および飲料水については、一旦避難所での扱いとする。  
(地域派遣職員、各学校・教育、福祉施設の職員)

## 5.10. 水道 .....

### (1) 現状

庁舎等における水槽の設置状況は次のとおり

表 非常用の給水

水槽設置場所	種別	全容量 ( $\text{m}^3$ )	有効量 ( $\text{m}^3$ )
市役所庁舎・1階	市水 受水槽	40	30
市役所庁舎・地下	井水 受水槽	253	195
市役所庁舎・地下	井水 雑用水槽	222	146
掛洞プラント・ポンプ室地下	井水 受水槽	150	140
掛洞プラント・ポンプ室1階	井水 受水槽	50	48
掛洞プラント・プラント屋上	井水 高架水槽	11.25	10
掛洞プラント・プラント屋上	井水 高架水槽	6	5
老洞環境事務所・敷地内	市水 受水槽	12	—
木田環境事務所・敷地内	市水 受水槽	18	—
南部環境事務所（柳津地域事務所内）	なし		
岐阜市リサイクルセンター	市水 受水槽	8	6.6
東部クリーンセンター・敷地入口、地上式	市水 受水槽	120	100
東部クリーンセンター・建物横、地上式	市水 受水槽	45	36
東部クリーンセンター・焼却棟屋上	市水 高架水槽	12	9
東部クリーンセンター・焼却棟地下2階	市水、井水受水槽	—	89
東部クリーンセンター・粗大棟地下1階	市水、受水槽	4.5	3
寺田プラント・ポンプ室	井水 受水槽	2.25	—
寺田プラント・管理棟屋上	井水 高架水槽	3.875	—
衛生試験所	なし		
南保健センター・1階屋根	市水 受水槽	12	9.8
南保健センター・塔屋	市水 高架水槽	6	5.0
保健所・福祉センター・6階屋上	市水 高架水槽	8	7
保健所・屋外地上	市水 受水槽	18	16
保健所・福祉センター・6階屋上	井水 高架水槽	10	9
保健所・地下2階	井水 受水槽	28	25
北保健センター	市水 受水槽	4.5	—
西部事務所	なし		
東部事務所	なし		
北部事務所	なし		
南部東事務所	なし		
南部西事務所	なし		
日光事務所	なし		
柳津地域事務所・屋外	市水 受水槽	6	4
市民病院・エネルギー棟1階	市水 受水槽(飲)	80	—
市民病院・地下	井水 受水槽(雑)	176	—
市民病院・中央診療棟屋上	市水 高架水槽(飲)	60	—
	井水 高架水槽(雑)	25	—
斎苑	市水 受水槽	18	16
消防本部・中消防署合同庁舎	なし		

水槽設置場所	種別	全容量 (m <sup>3</sup> )	有効量 (m <sup>3</sup> )
防災センター	市水 高架水槽	1.0	
防災センター	市水 受水槽	3.37	
東分署	なし		
東南分署	市水 受水槽	1.0	
精華分署	なし		
鶴飼分署	なし		
南消防署	市水 受水槽	8.0	6.3
西分署	市水 受水槽	4.5	
柳津分署	なし		
北消防署	なし		
黒野分署	なし		
島分署	市水 受水槽	0.6	
岩野田分署	市水 受水槽	0.3	
三輪分署	なし		
瑞穂消防署	なし		
巢南分署	なし		
消防本部整備工場	なし		
山県消防署	なし		
美山分署	なし		
本巣消防署	井水 高架水槽	1.5	
根尾分署	なし		
本巣北分署	なし		
真正分署	なし		
岐阜市長良川防災・健康ステーション	市水 受水槽	6.4	
上下水道事業部本庁舎・地下1階	市水 受水槽	21	17
岐阜薬科大学 本部・1階機械室	市水 受水槽	30	21
岐阜薬科大学 三田洞キャンパス・別館1階	市水 受水槽	60	50
岐阜薬科大学 三田洞キャンパス・本館塔屋2階	市水 高架水槽	45	40
岐阜薬科大学 三田洞キャンパス・本館塔屋2階	市水 高架水槽	10	8
岐阜薬科大学・附属薬局	なし		
女子短期大学	市水 受水槽	10.5	8
女子短期大学	市水 受水槽		21

※その他、水槽車(10 t)を6車両配備

## (2) 課題

- 停電により、電気ポンプが止まり、貯水槽の水を高架水槽に汲み上げることができなくなる。
- 断水に備えた非常用水源を確保することが必要である。
- 市民病院において、市水から井水への切替えには、現業職員による配管の接続替えの継続的な体制確保と知識の共有が必要である。また、院内配管に損傷を受けた場合など様々な状況に備えて、引き続き非常用水源を確保することが必要である。

### (3) 対策の方向性

- 断水時の生活用水等の確保に向け、貯水槽を拡充する。
- 断水時の生活用水の確保対策として、各消防庁舎は簡易貯水槽を組立て貯水する。
- 時間外の供給切替に対応できる人員体制を確保する。(市民病院)

## 5.11. 燃料 .....

### (1) 現状

- 消防本部・各署において規制の範囲内で燃料を保有している。
- 消防庁舎の機能維持や消防車両の安定確保を図るため、南消防署に自家給油設備(ガソリン 4,000 l、軽油 6,000 l)を保有している。

### (2) 課題

- 発災時における燃料の確保に取り組む必要がある。
  - \* 燃料補給車導入済み、通常契約スタンドに優先依頼、市危険物安全協会への依頼、岐阜県石油商業協同組合との協定

### (3) 対策の方向性

- 市危険物安全協会に燃料の提供を依頼するとともに、岐阜県石油商業協同組合との協定に基づき供給される燃料を消防本部等の主要施設へ優先的に供給する。
- 消防本部以下各消防署において、規制数量(少量危険物貯蔵所)内で備蓄、又は危険物の規制に該当しない数量の燃料を確保する。そのほか、燃料の使用状況、調達状況から燃料補給車に積載する補給用燃料(990 l)および南消防署に設置している自家給油設備の燃料を各消防署に配分する。
- 屋外の火災予防上安全な場所に「岐阜市消防本部危険物施設の審査運用基準」に適合するよう措置を講じ、屋外貯蔵所における仮貯蔵として消防長、消防署長の承認を受け燃料を貯蔵する。(消防本部・各消防署)

## 6 業務継続力向上のための継続的改善

---

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものであるため、これをもって業務継続体制が完成しているものではない。今後、災害発生時に実際に機能する計画とするためには、関連する各種マニュアル・計画等を各部局が整備していく必要がある。また、訓練・研修および災害経験による新たな課題を踏まえて計画の実効性等を点検し、是正していかなければならない。さらに、他の自治体の被災経験等を通して必要な対策を講じるなど、継続してレベルアップに取り組む必要がある。

### (1) マニュアル等の整備

現在、災害発生時には、地域防災計画による各種対策を実施するため、各部において、災害応急対策マニュアルを作成している。本計画は、地域防災計画を具体化するとともに、各部の災害応急対策マニュアルの実行性をより高めるものとして位置付け、本計画に基づき新規に必要なとなるマニュアル等を整備するものとする。

### (2) 職員への教育・訓練

発災時における円滑な業務継続のためには、本計画を全職員に周知し、業務継続の重要性および各自の職務等の理解を進めるとともに、訓練・研修等を通して職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

- 都市防災部は、本計画の説明会および研修を実施し、周知徹底を図る。

### (3) 検証・見直し

本計画を発災時に実際に機能する計画とするため、訓練や被災経験等を通して定期的に計画の実効性等を点検する。これを是正することで、本計画のレベルアップを図っていく。

- 都市防災部は、本計画の適切な運用を実現するため、教育・訓練の評価を踏まえた見直しを適宜行う。また、地域防災計画の修正や、組織改革等が行われた場合にも、必要に応じて本計画の見直しを行う。
- 各部局は、本計画に基づいて作成したマニュアルについて、教育・訓練の評価を踏まえた点検・見直しを適宜行う。また、本計画の見直しがあった場合には、必要に応じてマニュアルの点検・見直しを行う。



